

HOKKAIDO
NAIE TOWN
Health and Welfare

2026

奈井江暮らしに

ずど————ん

と役立つ本

人と人をつなぐ優しいまち、奈井江町



目 次

奈井江町はこんなまち	2	学ぶ	30
奈井江町の主な施設	3	こども園・学童保育・学校	30
ないえイラストマップ	6	特色ある学校教育	30
届出・戸籍等に関わる証明書		学校に関する手続き	31
住民登録	7	サークル活動	31
戸籍の届出	7	主な生涯学習	32
住民票・戸籍に関わる証明書一覧	8	その他の子育てサポート	32
印鑑登録・その他証明書	9	健康・福祉・医療	
マイナンバーカード	10	障がい者福祉サービス	33
パスポート	11	福祉サービスの利用の手続き	33
税金・税等に関わる証明書		利用できるサービス	33
税金・保険料の種類・納期	12	福祉サービスの利用者負担額	35
税等に関わる証明書	12	障がい者手帳の交付	34
保険・年金		自立支援医療	34
国民健康保険	13	補装具費の支給	35
後期高齢者医療	14	特別障がい者手当	35
国民年金	14	重度心身障がい者医療費助成	35
子育て・教育		障がい者入浴券	35
子育てイチオシ事業	16	高齢者支援	36
子育て支援センター	16	介護保険制度	36
子ども家庭センター	16	介護保険制度以外のサービス	37
出産・子育て応援事業	16	高齢者のイベント	38
子ども医療費助成	17	大人の健康	38
認定こども園はぐみ保育料減額	17	成人の方の健康診査	38
小中高生すこやか健診	17	がん検診	39
子どもの成長と子育て	18	骨粗鬆症検診	39
生殖補助医療費助成金	18	特定健診	39
不妊治療費等助成金	18	各種保健事業	40
妊娠（赤ちゃんができたら）	19	予防接種	40
誕生（赤ちゃんが生まれたら）	20	コミュニティcafe「スマイル」	41
3か月、1歳から、3歳から	22	生活・環境	
子どもの予防接種（定期接種）	23	ごみの分別・回収	42
子どもの予防接種（任意接種）	24	お悔やみに関すること	45
医療費助成制度	24	ペットに関する届出	46
子どもを遊ばせる	25	上下水道	46
妊娠・出産から3か月くらいまで	25	交通安全・公共交通	
ごろごろ寝返り、お座り、よちよち	25	交通災害共済	48
児童館	26	運転免許更新時講習	48
子どもを預ける	26	公共交通	49
認定こども園 はぐみ	26	防災	53
幼児教育・保育の無償化について	27	生活情報ガイド	54
児童クラブ「なえっこ」（学童保育）	29	奈井江町の特産品	
困ったときの相談	29	奈井江町の行政区	









にわ山から見た奈井江町

人口

人口 : 4,581人
(男: 2,179人、女: 2,402人)
世帯数 : 2,542世帯
※ 令和8年2月末日現在



主要都市・空港へのアクセス

- 札幌まで……69km
 1時間10分
 54分 (岩見沢乗換え)
- 旭川まで……65km
 1時間5分
 55分 (滝川乗換え)
- 千歳空港まで……79km
 1時間20分
 1時間20分

地名の由来

奈井江とは、アイヌ語の「ナエ」より転化したもので、「砂多き川」という言葉が語源とされています。「奈井江」の名称は、1889（明治22）年、植民区画当時からの名称として使用されたのが始まりと言われています。

不老の滝



町章

片仮名のナを図案化し、平和と躍進の姿を意味しています。



シンボルマーク

奈井江の美しい自然（木）と、人々のおもいやりの心（ハート）を、町章をイメージしながら図案化したものです。



町の木・町の花

町の木

町の花



ナナカマド

ツツジ

ヘメロカリス

奈井江町はこんなまち

生涯活躍のまち～誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくりプロジェクト～

◆ 生涯活躍のまちとは

住民の全世代の誰もが居場所と役割を持って活躍できる地域づくりを目指す取り組みで、少子高齢化や人口減少などの町の課題解決に取り組んでおり、下記の事業等を行っています。

この事業については、奈井江町がまちづくりのパートナーとして地域再生推進法人に位置付けた一般社団法人いえ共奏ネットワークが実施しています。

【しごとコンビニ】

年齢や時間などがネックで、働きたいけど働けない高齢者や子育てママなどの「空いた時間を活用して、ちょっと働きたい」という思いと、事業所や町民の「ちょっと手伝ってほしい」というニーズを繋げる事業です。

しごとコンビニの特徴は、自分の都合のいい日や働ける時間に、自分がしたい仕事や自分ができそうな仕事をする事ができ、また、チームを組んでみんなと一緒に仕事ができることです。

これまでに行ってきた仕事は、封入・封かん作業や事務所内清掃、議事録作成、広報紙袋詰め・配布、農作業などの簡単な仕事を行ってきました。

しごとコンビニの登録メンバーを募集しています！詳しくは下記までお問合せください。

一般社団法人 共奏ネットワーク TEL0125-35-9103 平日9:00～17:00

【まち中音楽活躍システム構築】

いつでもどこでも音楽や音に触れることができ、年齢を問わず、障がいのある人も、外国人も、誰もが音楽を通じてつながることができるまちづくりを進めています。

音楽を通じた人づくり、場づくり、しごとづくり、町外からの新しい人の流れや経済の活性化など、つながりが循環し、継続する仕組みを構築していきます。

【多世代健康・安心・活躍フィールド提供事業】

子どもから高齢者まで健康づくりができる環境（体育館や保健センターのトレーニング機器の更新）を整え、体の調子を整えるコンディショニング指導・講座を実施し、将来にわたって町民が健康で過ごし続けられる暮らしの実現に繋げる事業です。

ゆめぴりかの里

町の主産品である米。主力品種は、極良食味米として人気の「ゆめぴりか」です。平成27年、「ゆめぴりかコンテスト」で初代最高金賞を獲得。

また、日経トレンドイ「米のヒット甲子園」において、令和初の大賞も受賞しました。





奈井江町の主な施設



奈井江町社会教育センター(公民館・図書館・郷土館)

奈井江町字奈井江 1 5 2 番地 1

【問い合わせ先】 奈井江町教育委員会 文化振興係

☎ 65-5311



公民館、図書館、郷土館が複合された生涯学習の拠点となる施設です。

公民館には、大ホール、中会議室、小会議室、和室、講座室、調理実習室などさまざまな用途で利用することができる部屋があります。

郷土館には、明治22年に開拓された奈井江町の先人達が遺した数多くの資料を展示しております。

図書館では、読み聞かせや青空としゃんかのほかにもクリスマス会など季節に合わせた行事も開催されます。また、WEB予約ができ、一部の公共施設で本の貸出・返却ができます。

(毎週月曜日・祝日が休館)

奈井江町認定こども園はぐくみ

奈井江町字奈井江町 2 4 5 番地 8

【問い合わせ先】 認定こども園はぐくみ

☎ 65-2780



昭和49年1月より中央保育所として開所。平成26年度からは、園児の減少により閉園した「みずほ幼稚園」の幼稚園教育を移管し、認定こども園はぐくみとして開園しました。

日本古来の行事など、日本の文化を伝えるとともに、英語教育や運動、食育、リトミックなど、特色ある教育・保育を実施しています。

奈井江町体育館

奈井江町字奈井江 7 4 8 番地

【問い合わせ先】 奈井江町体育館

☎ 65-3200



昭和58年に開館(格技場は昭和59年8月)。

アリーナ、トレーニング室、格技場などが完備されています。

また、屋外にはテニスコートがあり、ナイター(5月~10月)で利用することも可能となっています。

アリーナは、バスケットコート2面分の広さがあり、格技場では空手や卓球などが行われています。

大規模改修で床や壁がリニューアルされ、トレーニングルームも新しい機器を導入し、設備も充実しています。

奈井江町高齢者生活福祉センター「ひだまり」

奈井江町字奈井江町 2 4 5 番地 1

【問い合わせ先】 保健福祉課福祉係

☎ 65-2119

【問い合わせ先】 ひだまり

☎ 65-2856



満60歳以上の独り暮らし又は夫婦のみの世帯の方で、高齢や障がい等の為に自立して生活することに不安のある方が入居する施設です。

生活援助員は午前8時30分~午後5時で常駐しており、施設管理や生活全般における相談、関係機関との連絡調整を行います。夜間の緊急時は通報システムにより、警備員が訪問し、家族に連絡又は救急車出動依頼をします。

基本的に居室の掃除、洗濯、炊事等は各自で行っていただきます。生活援助員は身体介護、家事援助等を行えませんので、必要に応じて外部の介護保険サービス、給食サービス等を利用することが可能です。

寿運動公園

奈井江町字奈井江 7 3 1 番地 1

【問い合わせ先】 寿公園管理事務所

☎ 65-6180

18ホールのパークゴルフ場、北海道サッカー協会の公式戦などでも使用されるサッカーコートのほか、多目的広場としてクレーのグラウンドがあり、ソフトボールや少年サッカーなどで使用されています。この多目的広場は、ナイター設備も整っており、夜9時まで使用することができます。町体育館も隣接しており、屋内外のスポーツを楽しむことができます。また、子どもが走り回れる広場も併設しており、お散歩コースや子どもの遊び場としてもご利用できます。



奈井江町町民プール「なえっこ」

奈井江町字奈井江 1 6 4 番地

【問い合わせ先】 奈井江町 町民プール

☎ 65-4914

奈井江小学校に隣接されている温水プールです。一般コースのほかに、子ども用プール、幼児用プールがあります。子どもから高齢者、障がいのある方など、多くの方々が利用することができます。利用期間は、5月15日～10月15日まで。平日は午後1時からの開館ですが、夏休み期間、土・日曜日、祝日は午前10時から開館しています。（毎週月曜日は休館日、閉館時間は、時期によって異なりますので、町ホームページや町民プールでご確認ください。）



奈井江町交流プラザ「みなクル」

奈井江町字奈井江町 7 4 番地

【問い合わせ先】 交流プラザ「みなクル」

☎ 74-5574

「子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄りことができる交流の拠点」、さらには「農商工連携、高齢者の生活支援」を目的に設立された、奈井江町の公共施設です。施設内には、カフェも設置されており、安価で飲み物や軽食を提供しています。また、幼児用のプレイルームや授乳室も完備され、子育てママの交流の場としても最適です。高齢者向けの運動教室も実施されており、気楽に健康づくりをすることができます。太陽の光をいっぱいに取り入れた落ち着いた空間で、時間を忘れてゆっくりと交流頂けます。



奈井江町文化ホール「コンチェルトホール」

奈井江町字奈井江町 2 4 3 番地 2 4

【問い合わせ先】 奈井江町文化ホール

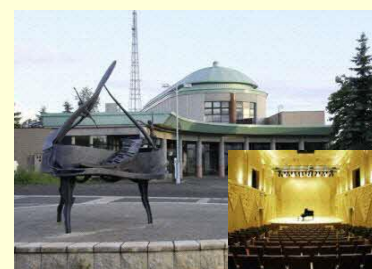
☎ 65-6066

このホールは、身近な町民の施設として、各種サークルなどの集会・発表の場として提供するとともに、すぐれた文化・芸術等の鑑賞の機会を設けることで、生活文化の向上と、豊かな地域づくりの拠点とすることを目的に建設されました。

施設内にあるコンチェルトホール（右下写真）は、音の響きが大変良いため、観客だけでなく、音楽家からも大変好評を得ている当町自慢の施設です。

国内外から音楽家を招いて、定期的にコンサートを開催しています。

（毎週月曜日が休館）



道の駅「ハウスヤルビ奈井江」(地域交流センター)

奈井江町字奈井江 2 8 番地 1

【問い合わせ先】 道の駅「ハウスヤルビ奈井江」

☎ 65-4601



国道12号沿いの旧奈井江小学校跡地で、日本一長い直線道路29.2kmのほぼ中間地点に位置する道の駅です。

名前の「ハウスヤルビ」は、奈井江町と友好都市であるフィンランドのハウスヤルビ町にちなんでいます。施設の中には喫茶店やレストランなどと併せて地元特産品の販売も行っているほか、アイスクリーム店やラーメン店も併設しています。

建物の裏手には、子ども用の遊具や走り回れるスペース、ドッグランも整備されており、地域住民の憩いの場として活用されています。

奈井江町立国民健康保険病院・サービス付高齢者向け住宅「あんしん」

奈井江町字奈井江 1 2 番地

【問い合わせ先】 奈井江町立国民健康保険病院

☎ 65-2221



当病院では、内科・整形外科・眼科・小児科の外来診療と医療療養病床50床の入院診療を行っています。

また、3階はサービス付高齢者向け住宅「あんしん」となっており、全16戸の高齢者向け居室となっています。

奈井江町保健センター・奈井江町子育て支援センター

奈井江町字奈井江 1 1 番地 (役場内)

【問い合わせ先】 保健センター

☎ 65-2131

【問い合わせ先】 子育て支援センター

☎ 74-6117



保健センターは、町民の健康づくりや病気の予防のための身近な相談支援の拠点で、赤ちゃんから高齢者の方まで、さまざまな年代の方が利用しています。

保健師や栄養士が常駐しており、母子保健事業、健康運動フロア、健康診断、介護予防事業など健康に関する事業を行っています。

子育て支援センターは、0歳から遊ぶことのできる施設です。

授乳できるお部屋、調乳用温水器、幼児用トイレを完備しています。

保護者の気分転換、育児相談、小さなお子さんの発達のサポートをしています。

午後は小学生も利用できます。年長さんは1人での利用も可能です。

あそViva・ないえ共奏ネットワーク

奈井江町字奈井江 1 2 番地 (役場分庁舎 2階) 【問い合わせ先】 あそViva (子育て支援係) ☎ 080-8880-9841

奈井江町字奈井江 1 2 番地 (役場分庁舎 1階) 【問い合わせ先】 ないえ共奏ネットワーク ☎ 35-9103



あそViva就学前のこどもから高校生までが自由に来館することができます。

軽スポーツ読書、レクリエーションなどの遊びを通じて仲間の輪を広げ、明るく健やかなこどもたちを育成することを目指しています。

2名の指導員が常駐し、こどもたちに寄り添い、一緒に遊び、一人ひとりの個性、年齢、能力を見極めながら、健全な成長をサポートしています。開館日等の詳細は、P 26をご覧ください。

ないえ共奏ネットワークは、奈井江町が指定する「地域再生推進法人」で「まちじゅう音楽」事業や「しごとコンビ」事業、「空き家・空き店舗」の再生・活用、「関係人口」を創出・拡大するための情報発信など、町の課題解決のための、さまざまな事業を行なっています。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	転入してから14日以内	・本人または世帯主 ・代理人 (委任状が必要)	・転出証明書 ・本人確認書類 ・マイナンバーカード ※マイナンバーカード等による特例 転入の場合転出証明書は不要
転居届	引っ越してから14日以内	・本人または世帯主 ・代理人 (委任状が必要)	・本人確認書類 ・マイナンバーカード
転出届	転出する日までに前もって	・本人または世帯主 ・代理人 (委任状が必要)	・本人確認書類
世帯主変更 世帯分離 世帯合併	変更があった日から14日以内	・世帯主または世帯員 ・代理人 (委任状が必要)	・本人確認書類

※ 外国人住民の方もそれぞれの届出が必要です。上記のほかに在留カード、特別永住者証明書、パスポートをお持ちください。

※ 転出届は、マイナンバーカードを利用したオンライン手続きができます。

戸籍の届出

町民生活課 戸籍係 65-2113

届出の種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	出生の日から14日以内	本籍地、出生地、住所地、一時滞在地のいずれか	父または母	・出生届 (医師などの証明書が必要) ・届出人の印鑑 (任意) ・母子手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	本籍地、住所地、死亡地のいずれか	親族、同居人、後見人等	・死亡届 (医師の死亡診断書が必要) ・届出人の印鑑 (任意) ※火葬許可証は、死亡届提出時に交付します。
婚姻届	任意 (届出日から効力が発生します)	本籍地、住所地、一時滞在地のいずれか	夫、妻になる方	・婚姻届 ・届出人の印鑑 (任意) ・本人確認書類
離婚届 【協議離婚】	任意 (届出日から効力が発生します)	本籍地、住所地のいずれか	夫及び妻	・離婚届 ・届出人の印鑑 (任意) ・本人確認書類
離婚届 【裁判離婚】	調停等成立の場合は確定日から10日以内	本籍地、住所地のいずれか	申立人 (離婚の訴えを提起した方)	【裁判離婚の場合のみに必要なもの】 ・調停、和解、認諾調書の謄本 ・審判書の謄本、判決書の謄本及び確定証明書
離婚の際に称していた氏を称する届77条の2の届出	離婚届提出から3か月以内	本籍地、住所地のいずれか	離婚の際に称していた氏を称しようとする方	・離婚の際に称していた氏を称する届 (77条の2の届出) ・届出人の印鑑 (任意) ・本人確認書類
養子縁組	任意 (届出日から効力が発生します)	本籍地、住所地のいずれか	養子及び養父母又はそのどちらか一方 ※養子が15歳未満の場合は親権者	・養子縁組届 ・届出人の印鑑 (任意) ・本人確認書類 ・家庭裁判所の養子縁組許可審判書謄本

届出の種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
養子離縁 【協議離縁】	任意（届出日から効力が発生します）	本籍地、住所地のいずれか	養子及び養父母 ※養子が15歳未満の場合は離縁後の法定代理人	・養子離縁届 ・届出人の印鑑（任意） ・本人確認書類
養子離縁 【死亡養子又は死亡養父母との離縁】			養子及び養父母 ※養子が15歳未満の場合は現在の法定代理人	【死亡養子又は死亡養父母との離縁の場合のみ必要なもの】 ・家庭裁判所の許可審判書謄本及び確定証明書 【裁判離縁の場合のみ必要なもの】 ・調停、和解、認諾調書の謄本 ・審判書の謄本、判決書の謄本及び確定証明書
養子離縁 【裁判による離縁】	調停等成立の場合は確定日から10日以内		申立人 （離縁の訴えを提起した方）	
入籍届	任意（届出日から効力が発生します）	本籍地、住所地のいずれか	【15歳未満の場合】 親権者 【15歳以上の場合】 入籍する本人 ※届出人に配偶者があるときは配偶者とともに届出	・入籍届 ・届出人の印鑑（任意） ・本人確認書類 【父母、父又は母の氏を称する入籍の場合】 ・家庭裁判所の許可（氏の変更許可審判書） ※父母・父又は母と同籍する入籍の場合は裁判所の許可は不要
転籍届	任意（届出日から効力が発生します）	本籍地、転籍地、住所地のいずれか	筆頭者及び配偶者	・筆頭者と配偶者それぞれの印鑑（任意）

※ 婚姻届、離婚届、養子縁組、養子離縁には、証人（18歳以上）2人の署名・押印（任意）が必要です。また、土日や祝日に届出される場合は、宿直で取扱いますが、事前に町民生活課戸籍係で記載内容の確認を受けるようお願いいたします。

※ 戸籍謄本の添付については、令和6年3月1日以降不要になりました。

住民票・戸籍に関わる証明書一覧

町民生活課 戸籍係 65-2113

証明書等	必要なもの	手数料
住民票（コンビニ交付対応） 住民票記載事項証明書 住民票の除票	・本人確認書類 《代理人請求の場合》 委任状 《第三者（法人等）請求の場合》 ①債権債務等の利害関係を明らかにする書類 ②法人に属していることが確認できる書類 ③事務所の所在地が確認できる書類 ※ コンビニ交付の場合はマイナンバーカード、4ケタの暗証番号	1通 200円
住民票（広域交付）	・マイナンバーカード ・本人確認書類のいずれか ※ 代理人による請求は不可	1通 200円
戸籍の全部事項証明書（謄本） 戸籍の個人事項証明書（抄本）	・本人確認書類 ・戸籍に記載されている方との続柄が確認できる戸籍謄本等 ※ 奈井江町の戸籍で確認できる場合は不要	1通 450円
除籍の全部事項証明書（謄本） 除籍の個人事項証明書（抄本） 改製原戸籍謄・抄本	《代理人請求の場合》 委任状 《第三者（法人等）請求の場合》 ①債権債務等の利害関係を明らかにする書類 （例 契約書、契約者管理台帳の写し など） ②法人に属していることが確認できる書類 （例 代表者事項証明書、社員証 など） ③事務所の所在地が確認できる書類	1通 750円
戸籍の附票 除かれた戸籍の附票 改製原戸籍の附票		1通 200円
戸籍届出の受理証明書	・本人の確認書類 《代理人請求の場合》 委任状 ・法定代理人の資格を証明する書類	1通 350円

※ 戸籍証明書の広域交付は本籍地が遠隔にある方で役場窓口で戸籍謄本等を取得することができます。ご自分の戸籍のほか配偶者、父母、祖父母、子、孫が可能。

証明書等	必要なもの	手数料
身分証明書	・本人確認書類 《代理人請求の場合》 委任状	1通 300円
不在住証明	・本人確認書類	1通 300円
不在籍証明	・本人確認書類	1通 300円

届出等の種類	必要なもの	手数料	その他
印鑑登録申請	・登録する印鑑 ・本人確認書類	新規 無料 再交付 500円	・登録は、1人1個。 ・1つの印鑑で複数登録はできません。
印鑑登録廃止届	・印鑑 ・印鑑登録証	無料	・印鑑は登録されているもの以外でも構いません。
印鑑登録証明書交付請求 (コンビニ交付対応)	・印鑑登録証	1通 300円	・印鑑登録証があれば本人以外の方でも申請できます。 ※ コンビニ交付の場合は、マイナンバーカード、4ケタの暗証番号

◆ 本人確認書類とは……

1. 顔写真付き公的証明書	・運転免許証 ・マイナンバーカード ・旅券 (パスポート) ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など	いずれか	1枚
2. 顔写真なしの公的証明書	・健康保険等の資格確認書 ・介護保険等の被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・共済組合員証 ・年金証書、年金手帳 ・恩給証書 など	いずれか	2枚
3. 上記1・2の証明書がない場合	・写真なしの公的証明書	1枚	計2枚
	・顔写真付き私的証明書 ・学生証、法人が発行した身分証明書 など	1枚	

マイナンバー（個人番号）とは、平成27年10月以降日本国内に住民票を持つ住民に指定される（一人ひとり異なる）12桁の番号のことです。マイナンバーの利用により、これまで税金や年金、医療、福祉等の社会保障の行政手続きに必要な添付書類が不要になり、住民の利便性が向上します。

【個人番号の記載が必要な申請書を役場に提出する場合】

◇マイナンバーを利用する手続きでは、「個人番号の確認」と『本人確認』が必要になります。

個人番号の確認 (正しい番号であることの確認)



通知カード
または
マイナンバー記載の住民票

※ 通知カードは令和2年5月25日で廃止され、異動による券面記載事項の変更手続きは終了しました。これに伴い、住所や氏名など券面記載事項が住民票と一致していない通知カードは、マイナンバーを証する書類としてお使いいただけなくなりました。



本人確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)



運転免許証または
パスポートなどの
顔写真付の証明書

※ 顔写真が無いものは2種類以上の提示が必要です。

例) 健康保険等の資格確認書と年金手帳
後期高齢者医療受給者証と介護保険被保険者証 など

◇マイナンバーカードでは、1枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます



マイナンバーカードは、ICチップが搭載されたプラスチック製のカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されており、本人からの申請により市区町村が交付します。マイナンバーカードは、公的な身分証明書として、役場窓口や金融機関等でご利用いただける他、健康保険証としての利用や確定申告（e-tax）などのオンライン申請にもお使いいただけます。

◇マイナンバーカードに関する手続き

◆ マイナンバーカード

種類	必要なもの	手数料	備考
交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・通知カード ・個人番号カード交付通知書（受取時のみ） 	無料	15歳未満の場合は法定代理人の申請になります。原則1回は本人の来庁が必要です。
再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・個人番号カード交付通知書（受取時のみ） ・紛失や盗難を証する書類 ・破損（毀損）したマイナンバーカード 	800円 電子証明書付の場合 1,000円	カード表面の追記欄に余白がなくなった場合、及び、国外から再転入した場合は、無料。紛失又は盗難の場合は警察に届出が必要です。
暗証番号の初期化・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード 	無料	

※ 代理人による申請や受領はやむを得ない理由がある場合に限りです。その場合は、上記の他に代理人の本人確認書類と本人が来庁できない旨を証する書類の提出が必要になります。
代理人申請の場合は本人の印鑑が必要です。

パスポート(旅券)

受付窓口	砂川市役所 市民生活課 戸籍年金係 ☎ 74-4457
申請受付時間	月曜日から金曜日 午前9時～午後4時30分
旅券の受け取り時間	月曜日から金曜日 午前9時～午後5時
休業日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

※ 「緊急の渡航」や「刑罰等関係」に該当する場合は、北海道パスポートセンターでの申請になります。
その際は、奈井江町役場からの旅券申請等窓口変更の依頼書が必要となります。

◆ 申請に必要なもの

必要な書類	注意事項
一般旅券申請書	10年旅券と5年旅券があり、様式は窓口に用意してあります。 ただし、18歳未満の方は、5年旅券のみとなります。
戸籍の全部事項証明書	6カ月以内に発行されたもの
写真	6カ月以内に撮影されたもの (正面向き、無帽、無背景、目元や輪郭が隠れていないもの) 縦4.5cm×横3.5cm
本人確認書類	原本で有効なもの(コピー不可) ・日本国旅券、マイナンバーカード、運転免許証等の写真付き公的証明書は、1点 ・健康保険等の資格確認書、年金手帳等の写真なし公的証明書は、2点
前回取得した旅券	有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を返納しないと申請できません。 また、失効している場合も確認のためお持ちください。

◆ 受け取りに必要なもの

- ・一般旅券引換証
- ・手数料(下記のとおり)

旅券の種類	手数料(収入印紙)	手数料(北海道収入証紙)	手数料(合計金額)
10年旅券	14,000円	【紙申請】 2,300円 【電子申請】 1,900円	【紙申請】 16,300円 【電子申請】 15,900円
5年(12歳以上)	9,000円	【紙申請】 2,300円 【電子申請】 1,900円	【紙申請】 11,300円 【電子申請】 10,900円
5年(12歳未満)	4,000円	【紙申請】 2,300円 【電子申請】 1,900円	【紙申請】 6,300円 【電子申請】 5,900円
残存有効期間同一	4,000円	【紙申請】 2,300円 【電子申請】 1,900円	【紙申請】 6,300円 【電子申請】 5,900円

- ※ 増補制度が廃止になりました。
査証欄に余白がなくなりましたら、新たなパスポートを申請してください。
- ※ 発行日から6カ月を過ぎても受け取りがない場合、旅券は失効し、受け取ることができなくなります。
- ※ 令和7年3月以降は、オンライン申請と窓口申請で手数料が異なります。

税金・保険料の種類	納税義務者	納 期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人住民税	前年中の所得や扶養状況などに応じて課税する税金 1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定以上の所得があった者			1期		2期		3期		4期			
		給与からの特別徴収：毎月											
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税 都市計画税	町内に所在する固定資産の価格をもとに課税する税金 1月1日現在、土地・家屋、償却資産を所有している者	1期	※1		2期		3期		4期				
軽自動車税	所有する軽自動車1台毎に、その種類に応じて課税する税金 4月1日現在、軽自動車を所有し、町内に保管している者		全期	※1：3年に一度、地価や住宅の建築費用の変動を税額に反映するために「評価替」を行います。評価替実施年（令和9年）は第1期の納期が5月になります。									
国民健康保険税	国保に要する費用に充てることを目的とし、前年中の所得などに応じて課税される税金 国保に加入されている方の分をまとめて世帯ごとに課税され、世帯主が代表者として納税義務者となります				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	保険に要する費用に充てることを目的とし、前年中の所得などに応じて賦課 75歳以上の方または65歳～74歳で一定程度の障害の状態にある方				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											

※ 建物の取り壊したり、新築・増築した場合等は、届出等が必要になりますので、町民生活課税務係までご連絡ください。

※ 軽自動車とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用含む）及び二輪の小型自動車のことをいう。

税等に関わる証明書

証明書等	担当窓口	必要なもの	手数料
自動車保管場所証明 （公営住宅入居者）	建設環境課 建築公住係 ☎ 65-2116	・保管場所使用承諾証明書 ・保管場所の所在図・配置図	無料
自動車保管場所証明 （貸付町有地）	総務課 管財係 ☎ 65-2111		
所得課税証明	町民生活課 税務係 ☎ 65-2113	代理人の場合は、委任状が必要	300円
評価課税証明			土地1筆 400円 （以降、1筆増えるごとに100円加算）
営業証明			家屋1棟 400円 （以降、1棟増えるごとに100円加算）
納税証明	町民生活課 出納係 ☎ 65-2113	・会社は代表者の印鑑 ・代理人の場合は委任状が必要	1税目につき 300円 ※軽自動車税は無料

万一の時でも経済的に心配なく、安心してお医者さんにかかれるように、日頃からお金（保険税）を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。国民健康保険に入るとき、やめるときは、必ず届出が必要です、14日以内に届出しましょう。

区分	こんなとき	必要なもの
加入	他の市区町村から転入したとき (職場の健康保険などに加入していない場合)	・世帯主と国保に加入する方の個人番号がわかるもの
	職場の健康保険などをやめたとき (退職日の翌日から)	・健康保険離脱証明書 (職場の健康保険をやめた証明書) ・世帯主と国保に加入する方の個人番号がわかるもの
	子どもが生まれたとき	・世帯主の国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ・世帯主と国保に加入する方の個人番号がわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	・世帯主と国保に加入する方の個人番号がわかるもの
喪失	他の市区町村へ転出したとき	・世帯主の国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ・世帯主と転出する方の個人番号がわかるもの
	職場の健康保険などへ加入したとき	・国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ・保険者から交付させた資格確認書、又は資格情報のお知らせ、若しくは職場の健康保険加入証明書 ・世帯主と他の健康保険に加入した方の個人番号がわかるもの
	死亡したとき	・国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ・世帯主の個人番号がわかるもの

◆ 医療費等の自己負担割合

- 小学校就学前 …………… 2割負担
- 小学校就学から69歳まで …………… 3割負担
 ※ 上記のとおり基本的には自己負担が発生しますが、奈井江町は独自の施策で高校生まで全額助成をしています。
 詳細は、子育てイチオシ事業「子ども医療費助成」(P17)をご覧ください。
- 70歳から74歳まで …………… 2割負担
 ただし、一定以上の所得のある方は、3割負担

◆ 高額療養費

1. 医療費が高額になった場合は、高額療養費として医療費が還付されます。
2. 該当になる方は診療月の3か月後以降に空知中部広域連合より案内ハガキが届きます。
3. 還付には領収書が必要になりますので、大切に保管してください。
4. 毎月、高額の医療費がかかる方や、入院される予定のある方は「国民健康保険限度額適用認定証」か「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすると、窓口負担が限度額まで抑えられます。
5. 下記に該当する世帯には、自動振り込みを行います。
 ・国民健康保険税の滞納がなく、初回の申請時に高額療養費の支給に関する誓約書・同意書を提出した世帯。

後期高齢者医療とは、下記の方が対象の医療保険になります。したがって、今まで加入していた健康保険からは離脱することになります。

1. 75歳以上の方
2. 65～74歳で、一定の障がいのある方（申請が必要になります。）

【一定の障がいのある方とは】

- ・身体障がい者手帳の1～3級と4級の一部の方
- ・精神障がい者保健福祉手帳の1、2級の方
- ・療育手帳のA（重度）の方
- ・国民年金などの障がい年金1、2級を受給している方

○医療費等の自己負担割合・・・1割負担 ※ただし、一定以上の所得のある方は、2割又は3割負担

国民年金

町民生活課 戸籍係 65-2113

国民年金は、加入者が支払う保険料により高齢の方などを支える相互扶助の関係で成り立っています。高齢になったときはもちろん、病気やけがで障がいをもったときなどに年金が支給される制度です。

国民年金の受給者や加入者の「こんなとき」には、次のような手続きが必要になります。

◆ 年金受給者の手続き

こんなとき	手続きに必要なもの
年金を受けるとき 《年金の請求》 老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金に共通のもの ・戸籍謄本 ・マイナンバーカード ・預金通帳 【障害基礎年金を受給するとき】 ・医師の診断書 【遺族基礎年金を受給するとき】 ・死亡診断書の写し
年金生活支援者支援給付金の請求をするとき 《年金生活者支援給付金請求》 ※年金の請求と同時に請求できます。	・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
年金を受給していた人が亡くなったとき (国民年金受給者) 《未支給年金請求》 《死亡報告書》	●未支給年金請求 ・請求者の戸籍謄本（死亡した方と請求者との身分関係がわかるもの） ・生計同一関係に関する申立書（住民票上、死亡した方と請求者の住所が異なっているとき） ・請求者の通帳 ・請求者のマイナンバーカード又は通知カード ●死亡報告書【未支給年金の請求をする資格の人がいない場合】 ・死亡診断書・除票・戸籍抄本などのいずれかの書類 ・マイナンバーカード
受取金融機関を変更するとき 《受取機関変更届》	・年金証書 ・預金通帳 ・マイナンバーカード
年金証書をなくしたとき 《年金証書再交付申請》	・マイナンバーカード

◆ 保険料を納めている被保険者の手続き

こんなとき	手続きに必要なもの
会社を退職したとき 《資格取得届》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・退職年月日のわかる書類（退職証明書、雇用保険被保険者離職票など） ・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
配偶者が扶養からはずれたとき （配偶者の退職や収入が増えたときなど） 《種別変更届》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・扶養からはずれた日がわかる書類（健康保険の資格喪失証明書など） ・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
年金手帳又は 基礎年金番号通知書をなくしたとき 《基礎年金番号通知書再交付申請届》	・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
受給年金を満額にしたい（近づけたい）とき 《任意加入申出》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・預金通帳 ・金融機関のお届け印 ・マイナンバーカード
将来受給する年金を増やしたいとき 《付加保険料納付》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・マイナンバーカード
保険料を納めるのが困難なとき （学生以外） 《免除・納付猶予の申請》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・失業された方は、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格証の写しなど ・マイナンバーカード
学生で保険料を納めるのが困難なとき 《学生納付特例の申請》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・学生証の写し又は在学証明書 ・マイナンバーカード
出産予定日または出産日が属する月の前月から 4か月間の保険料を免除したいとき 《産前産後期間の免除》	・母子健康手帳（出産前に届出をおこなう場合） ・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
保険料を口座振替又はクレジットカードで納付するとき 《口座振替納付・クレジット納付申出》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 【口座振替の場合】 ・預金通帳 ・金融機関のお届け印 【クレジットカードの場合】 ・クレジットカード
支払金融機関を変更するとき 《口座振替納付変更申出》	・年金証書 ・預金通帳 ・金融機関のお届け印
法定免除の該当になったとき 《免除理由該当届》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・マイナンバーカード ・障がい年金を受給したときは、障がい年金の年金証書、年金決定通知書 ・生活保護法による生活扶助を受けているときは、生活保護決定日のわかるもの （生活保護費決定通知書）
免除・猶予期間の保険料を後から納めたいとき 《追納申込》	・年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・マイナンバーカード
被保険者が亡くなったとき 《国民年金死亡一時金請求》	・死亡した方の年金手帳又は基礎年金番号通知書 ・戸籍謄本（死亡した方と請求者との身分関係がわかるもの） ・請求者の通帳

子育てイチョシ事業

◆ 子育て支援センター

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

健康づくり係 65-2131

令和6年から役場へ引っ越した「子育て支援センター」では、たくさんのおもちゃや本で、遊ぶことができます。毎月開催する子育て講座や、季節ごとのイベントなども人気です。子育て相談もお気軽にどうぞ。保健センターも役場内にありますので、子供の成長や栄養のことも相談できて不安やストレスも一気に解消！お日様がたくさん入る明るい施設です。

対象	場所	利用時間
子育て中のお父さん、お母さんと乳幼児	子育て支援センター	午前9時30分～午前11時30分（月～金） 午後1時30分～午後3時（火曜日のみ）



●相談スペース

◆ 妊婦のための支援給付事業

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

全ての妊婦や子育て家庭が、より安心して出産・子育てをできるよう、相談支援を更に充実させるほか、経済的支援として妊娠時に5万円、胎児1人につき5万円の妊婦のための支援給付を行います。

◆ お誕生おめでとう事業

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

奈井江町で生まれた子の健やかな成長を促すため、道産木材を使用し、町内で作られた木製のおもちゃ等や木製の食器などを贈呈します。

◆ 紙おむつ用ごみ袋支給事業

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

0歳から2歳までの乳幼児を養育している保護者に紙おむつ用のごみ袋を支給します。

◆ こども家庭センター

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

妊娠前から出産、子育てに切れ目なく伴走して支援します。妊娠、出産、育児に関する相談、母子手帳の交付、こどもや家庭に関する相談など、幅広く対応します。

◆ 子ども医療費助成

町民生活課

医療保険係

65-2113

対象者	助成の範囲	受給者証交付申請に必要なもの
町内に在住する0歳～18歳になった年度の3月末までの子ども	入院や通院による健康保険適用の医療費に係る自己負担額を全額助成	保護者と受給者の ・保険者から交付された資格情報のお知らせ、又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした資格情報画面等保険資格の確認ができるもの ・個人番号がわかるもの

【助成対象外（健康保険対象外の診療等）】

・健康診断 ・予防接種 ・薬の容器代 ・差額ベッド代 ・入院時の食事代 ・文書料 など

【学校でけがをした場合】

学校管理下のケガ等については、スポーツ振興センターの「災害共済給付」から給付を受けることになります。

各医療受給者証を使用せず、健康保険のみで受診し、いったん窓口で自己負担額を支払い、学校へ領収書を提出してください。後日、保護者の方の口座に見舞金（1割）と併せて自己負担分の医療費が振り込まれます。

◆ 認定こども園はぐくみ保育料減額

保健福祉課

子育て支援係

74-6117

認定こども園はぐくみ

65-2780

保育料は、国が示した基準をもとに、世帯の所得状況に応じて決められます。奈井江町では、独自の子育て支援施策として、認定こども園の保育料を「2歳児以下は10%から20%の軽減」を実施しています。

また、第3子以降の子どもが認定こども園はぐくみに入所したときは、「第3子以降の保育料は無料」となります。

【保育料の減額】

2歳児以下

基準となる保育料の10%（第2子は20%）

保護者に3人以上子どもがいる場合

第3子以降の保育料無料

◆ 小中高生すこやか健診

保健福祉課

健康づくり係

65-2131

奈井江町では、小学校4年生から高校生相当の方までの希望者を対象に、血液検査を含めた生活習慣病予防のための健康診査を行っています。

子ども達の健康状態を把握することで、本人や保護者はもちろん、周囲の健康に対する関心が高まり、生活習慣の見直しや予防の大切さを理解してもらう事を目的として行っています。

時期は、例年秋ごろです。会場は、保健センターの他に、町内小中学校の授業終了後に学校でも行っています。

対象者	実施回数	内容
町内に在住する小学4年生から高校3年生相当までの子ども	小・中学校各2回、保健センター2回（予定）	身体測定、体脂肪測定、血圧測定、問診、診察 血液検査（脂質、肝機能、貧血、血糖、希望により血液型）

◆ 生殖補助医療費助成事業

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	対象となる治療	助成額	助成の回数及び期間	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・生殖補助医療を受けた夫婦 ・治療時の妻の年齢が43歳未満であること ・夫婦のいずれもが奈井江町の住民であり、かつ助成金の交付申請する日までに引き続き1年以上住居している ・他の市町村で同一の治療に対し助成を受けていない又は受ける見込みのない方 ・町税を滞納していない ・生活保護法による扶助を受けている世帯に属していない方 	医療保険が適用される生殖補助医療（体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術）	医療保険が適用された生殖補助医療に要した医療費（または調剤費）の自己負担額とし、高額療養費制度または加入している医療保険からの附加給付等の対象となる場合は、その制度適用後の自己負担額とし、助成額は1回の治療につき20万円までを上限とする	妻の治療開始年齢 40歳未満 通算6回 40～43歳未満 通算3回	<ul style="list-style-type: none"> ・奈井江町生殖補助医療費助成金交付申請書 ・奈井江町生殖補助医療費助成事業受診等証明書 ・生殖補助医療を実施した医療機関が発行した治療費及び領収書等の写し ・高額療養費制度に基づく限度額適用認定証の写し(該当する場合) ・高額療養費制度に基づく支給決定通知書の写し(該当する場合) ・事実婚関係に関する申立書(事実婚関係の夫婦で住民登録情報により同一世帯が確認できない場合)

※ 申請は原則として、治療が終了した日の属する年度の末日までとします。

◆ 不妊治療費等助成事業

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	対象となる治療	助成額	助成の回数及び期間	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療を受けた夫婦 ・治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること ・夫婦いずれかが、道内に住所を有し、婚姻していること（事実婚も含む） 	医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療 ・子宮内膜刺激術（SEET法） ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 ・二段階胚移植術 ・子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ） ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI） ・子宮内膜需要能検査1（ERA）2（子宮内膜受容期検査）（Erpeak）子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE）2（子宮内フローラ） ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI） ・膜構造を用いた生理学的精子選択術（Zymot） ※令和5年12月現在	○治療費 医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった自己負担額の7割（3.5万円を上限） ○交通費 自宅から医療機関までの距離が片道2.5キロメートルを超える場合、距離に応じて交通費の一部を助成	助成回数は、保険診療の回数に準じる 妻の治療開始年齢 40歳未満 通算6回 40～43歳未満 通算3回	<ul style="list-style-type: none"> ・奈井江町不妊治療等助成事業申請書 ・奈井江町不妊治療等助成事業受診等証明書 ・先進医療を実施した医療機関が発行した治療および領収書の写し ・医療機関までの経路がわかる書類（交通費を申請する場合）

◆ 妊活サポート事業

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

妊娠を望む女性やパートナーが健やかにお子さんを生み育てることを応援・サポートするため、葉酸サプリメント等の妊活サポートセットを配付しています。対象となる方は、奈井江町に住民票のある妊娠を希望する女性です。

◆ 妊 娠（赤ちゃんができたら）

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

【母子健康手帳の交付】

病院で「赤ちゃんができましたよ！」と言われたら、母子健康手帳をもらいに保健センターへ行きましょう。

【母子手帳申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身分証明書
- ・ご本人名義の通帳またはキャッシュカード（出産応援給付金の手続きのため）
- ・妊娠証明書（お持ちの方）

※保健師や栄養士が体調についてお伺いするため、体調が良ければ、できるだけお母さん本人がお越し下さい。また、今後の妊娠生活や子育てに関することもお伺いするので、お父さんになる方も一緒にお越しください。事前に連絡いただけますと、時間外も対応いたします。

【妊婦訪問】

妊娠中の健康管理や出産・子育てに関する相談を保健師や栄養士がお受けいたします。

訪問に関するご案内については、保健師より電話でお知らせさせていただきます。

【妊婦健康診査等費用助成】

一般健康診査と、超音波検査の費用をそれぞれ14回分助成します。母子健康手帳発行時に受診票お渡ししますので、ご利用ください。

【陣痛タクシー事業】

陣痛が始まった場合に産院まで安心かつ安全に行けるようタクシー利用について助成します。事前登録が必要となります。詳しくは、母子健康手帳発行時にお知らせいたします。

◆ 妊婦のための支援給付

保健福祉課 子育て支援係 74-6117

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てをしてほしい。そんな思いを実現するため、妊婦さんに「支援給付」を行っています。妊婦であることの認定後に「5万円」を支給します。また、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後にさらに「5万円」支給します。流産死産された方も対象になります。

◆ 誕生（赤ちゃんが生まれたら）

【出生届】

町民生活課 戸籍係 65-2113

まずは、出生届を生後14日以内に役場（戸籍係）へ提出してください。
手続きは、P8をご覧ください。

【出産育児一時金】

町民生活課 医療保険係 65-2113

国民健康保険加入者が出産したとき、1件50万円（産科医療保障制度未加入の医療機関の場合48万8千円）が支給されます。支給・手続き方法は下記のとおりです。

【直接支払制度を利用する場合】

直接支払制度は、国保が直接医療機関等に一時金を支払う制度です。出産費用が一時金を上回る場合は加入者から超過分を医療機関等へ支払うこととなります。手続きは医療機関で行ってください。

なお、出産費用が一時金の額を下回る場合は差額が支給されますので、保険加入者が役場でお手続きください。

【直接支払制度を利用しない場合】

下記のものをお持ちになり、役場で支給申請手続きをしてください。

- ・国民健康保険資格確認書又は国民健康保険資格情報のお知らせ
- ・医療機関から交付される分娩費用明細書
- ・世帯主の個人番号がわかるもの
- ・母子手帳
- ・振込先口座番号がわかるもの

※国民健康保険に加入して6か月以内の場合は、前の健康保険から支給される場合があります。

【新生児聴覚検査費用助成】

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

新生児聴覚検査の費用を助成します。母子健康手帳発行時に受診票をお渡ししますのでご利用ください。

【産婦健康診査費用助成】

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

産婦健康診査2回分の費用を助成します。母子健康手帳発行時に受診票をお渡ししますのでご利用ください。

【産後ケア事業】

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

お母さんの産後の体調管理や安心して子育てができるように産後ケアを実施しています。

対象	内容	利用期回	料金
・家族から家事や育児のサポートが受けられない方 ・産後の身体回復に不安があって、栄養等のサポートが必要な方 ・育児について心配なことや困りごとがある方	【宿泊型】 ・出産直後から継続して利用する場合	・出産後入院を延長して心身の疲れをとり育児手技を学ぶ 1泊2日～4泊5日まで連泊可能	1泊1,000円
	・赤ちゃんが4ヶ月になるまでの期間に利用する場合	・育児疲れを解消するための休息がとれる 1泊2日 ※通算7回まで利用可能	
	【通所型】 ・生後1年未満まで	・母乳不足や授乳手技、乳房ケアや卒乳の相談・指導	通算3回まで利用可能

【1ヵ月健診】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

1ヵ月健診の費用を助成します。母子健康手帳発行時に受診票をお渡ししますのでご利用ください。

【新生児訪問】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	訪問者	内容
すべての新生児	町保健師 (地区担当)	・身体測定 ・育児相談、栄養相談 ・健康状態の確認および相談 など

【児童手当】

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

対象者	支給額（児童一人につき）	支給月	手続きに必要なもの
高校生卒業までの児童を養育している父または母、もしくは父または母に代わって児童を養育している方	・3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円	年6回偶数月 4月10日 6月10日 8月10日 10月9日 12月10日 2月10日 ※前月分まで支給	・申請者のマイナンバーカード ・申請者本人名義の預金通帳（口座番号等がわかるもの） ※その他必要に応じて書類提出をお願いする場合があります。
	・3歳～高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円		

※公務員の方は職場から支給になります。

【児童扶養手当】

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

対象者	支給月額	支給月	手続きに必要なもの
父母の離婚や死別などで父または母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育し、一定の要件を満たしている方	支給額は毎年変更になります。 【参考】 令和8年度支給額 1人目 48,050円 一部支給の場合 11,340円～48,040円 2人目以降 11,350円加算 一部支給の場合 5,680円～11,340円	5月、7月、9月、11月、1月、3月 ※前月分までを支給	・戸籍謄（抄）本 ・健康保険証 ・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類 ・厚生年金の場合、年金手帳 ・請求者名義の預金通帳の写し ※その他支給要件により、必要書類が異なるため、子育て支援係へお問合わせください。

※ 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

【特別児童扶養手当】

保健福祉課

子育て支援係 74-6117

対象者	支給金額	支給月	手続きに必要なもの
20歳未満で精神または身体に障がい有する児童を家庭で監護、養育している父母等	支給額は毎年変更になります。 【参考】 令和8年度支給額 1級 58,450円 2級 38,930円	毎年 4月、8月、11月 ※前月分までを支給（11月支給分は、11月分を含む）	・戸籍謄本 ・診断書（省略できる場合あり） ・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類 ・請求者名義の預金通帳の写し ・身体障がい者手帳や療育手帳があればその写し

※ 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

【障がい児福祉手当】

保健福祉課

福祉係

65-2119

対象者	支給金額	支給月	手続きに必要なもの
精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	支給額は毎年度変更になります。 令和8年度支給額 16,560円	毎年 5月、8月、11月、2月 ※前月分までを支給	・申請書（窓口備え付け） ・認定診断書 ・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類 ・印鑑 ・世帯全員分の住民票 ・本人名義の通帳 ・年金振込通知書

※ 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 3か月から

【乳児健診】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	日程	会場	受付時間	内容
3～4、6～7、9～10か月の乳児 ほか希望者	年6回 4月、6月、8月 10月、12月、2月	保健センター (役場内)	午後0時 ～午後1時	・問診 ・身体測定 ・医師による診察 ・育児相談 ・栄養相談

※ 股関節脱臼検査は、3～4か月児の乳児健診時に診察します。

※ フックスタート事業として、9～10か月のお子さんと保護者の方に絵本の紹介とともに、絵本のプレゼントをしています。

【ベビースクール】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	日程	会場	受付時間	内容
2～12か月の乳児	年6回 5月、7月、9月 11月、1月、3月	子育て 支援センター	午前10時～ (1時間半程度)	・身体測定 ・育児相談 ・栄養相談 ・離乳食講話

◆ 1歳から

【1歳6か月健診】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	日程	会場	受付時間	内容
1歳6か月 ～1歳8か月	年6回 5月、7月、9月 11月、1月、3月 ※対象者に直接連絡	保健センター (役場内)	午後0時50分 ～午後1時00分	・問診 ・身体測定 ・保健指導 ・育児相談 ・栄養相談 ・医師による診察 ・歯科医師による歯科健診

※ 1歳6か月健診は、3歳児健康診査とフッ素塗布と同日に実施します。

【フッ素塗布】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	日程	会場	受付時間	内容
1歳6か月 ～就学前のお子さん	年6回 5月、7月、9月 11月、1月、3月 ※ 1人4回まで無料 ※ 対象者に直接連絡	保健センター (役場内)	午後0時30分 ～午後1時	・フッ素塗布(6か月間隔) ・歯科相談 ・育児相談 ・歯科医師による歯科健診

◆ 3歳から

【親子クッキング教室】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	日程	会場	時間	内容
3歳～就学前のお子さんと保護者	年1回 ※対象者に直接連絡	保健センター (役場内)	午前9時30分 ～午後0時	・親子でできる簡単なおやつ作り

【3歳児健康診査】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	日程	会場	受付時間	内容
3歳0か月 ～3歳2か月	年6回 5月、7月、9月 11月、1月、3月 ※対象者に直接連絡	保健センター (役場内)	午後0時30分 ～午後0時40分	・問診 ・身体測定 ・保健指導 ・育児相談 ・栄養相談 ・医師による診察 ・歯科医師による歯科健診

◆ 5歳から

【5歳児健診】

保健福祉課

健康づくり係 65-2131

対象者	日程	会場	受付時間	内容
年度内に5歳になる児	年6回 5月、7月、9月 11月、1月、3月 ※対象者に直接連絡	保健センター (役場内)	午後0時30分 ～午後0時50分	・問診 ・身体測定 ・保健指導 ・育児相談 ・栄養相談 ・医師による診察 ・歯科医師による歯科健診

予防する病気	対象年齢	接種回数・間隔	受付・接種場所
ジフテリア・百日咳 ポリオ・破傷風・ヒブ (5種混合)	生後2か月～7歳6か月	・初回接種3回(20日以上の間隔) ・追加接種1回(初回接種終了後、6か月～1年半の間に1回)	町内医療機関 ※ 予約制
小児肺炎球菌	生後2か月～5歳	・初回接種3回(27日以上の間隔) ※初回接種は3回は、2歳に至るまでに完了 (特に初回接種2回目は、1歳に至るまでに完了) ・追加接種1回 (初回接種終了後、60日以上あけ、1歳に至った日以降に1回) ※接種開始月数により回数は異なります。	町内医療機関 ※ 予約制
B C G	1歳まで	1回接種	奈井江町立国民健康保険病院 ※ 予約制
B型肝炎	1歳まで	3回接種 ※1回目から27日以上の間隔をあけて2回目を接種 ※1回目から139日以上の間隔をあけて3回目を接種	町内医療機関 ※ 予約制
麻しん(はしか) 風しん(三日はしか)	1期 12か月～24か月 2期 小学校就学前の1年間	各期1回接種	町内医療機関 ※ 予約制
水痘(水ぼうそう)	生後12か月～36か月	2回接種 ※2回目は、1回目接種後3か月以上標準的には、6～12か月あける	町内医療機関 ※ 予約制
ジフテリア、破傷風 (2種混合)	11歳～13歳未満	1回接種	町内医療機関 ※ 予約制
子宮頸がん (シルガード9)	小学6年生 ～高校1年生相当の女子	〈1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合〉 ・6か月の間隔をおいて2回 〈1回目の接種を15歳になってから受ける場合〉 ・2か月の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回 合計3回	町内医療機関 ※ 予約制
日本脳炎	1期 3歳～7歳6か月 2期 9歳～13歳未満	1期 初回接種2回(6～28日間隔) 1期初回接種終了後、6～12か月の間に追加1回 2期 1回接種	町内医療機関 ※ 予約制
ロタウイルス	生後6週～24週未満	1価ワクチン 4週間以上あけて2回接種	町内医療機関 ※ 予約制
	生後6週～32週未満	5価ワクチン 4週間以上あけて3回接種	町内医療機関 ※ 予約制
RSウイルスワクチン※1	妊婦	(妊娠ごとに) 妊娠28週～36週6日までに1回	・妊婦健診を受けている医療機関 ・奈井江町立国民健康保険病院 ※ 予約制

※ 1 RSウイルスワクチンの詳細に関しては、健康づくり係までご連絡ください。

※ 町内医療機関については、P54をご覧ください。

【日本脳炎特例接種のスケジュール】

日本脳炎については、接種機会がなかった方のために、国の特例により「20歳未満の方」まで接種可能となっております。接種スケジュールは、年齢により異なるため下記を参照してください。

●平成19年4月1日以前に生まれた方

種類と回数	接種回数	対象者
1期 初回接種 1回目	—	20歳未満
1期 初回接種 2回目	1回目から6日以上の間隔をあける	20歳未満
1期 追加接種 3回目	2回目から6か月以上の間隔をあける	20歳未満
2期 4回目	3回目から6日以上の間隔をあける	20歳未満

◆ 子どもの予防接種(任意接種)

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

予防する病気	対象年齢	接種回数・間隔	受付・接種場所	自己負担金額
インフルエンザ HAワクチン	生後6ヵ月～高校生相当まで・妊婦	13歳未満 2回(1～4週間隔) 13歳以上 1回または2回接種	町内医療機関 ※ 予約制	2,300円程度 1回目 1,600円 2回目 3,900円(全額) を町が助成
インフルエンザ フルミスト (点鼻薬)	2歳～高校生相当まで	1回接種	町内医療機関 ※ 予約制	2,300円程度 5,400円を町が助成
おたふくかぜ	生後12ヵ月 ～小学校就学前まで	1回接種 ※すでにり患したお子さんは対象外 ※すでに当該ワクチンを接種済の場合は対象外	町内医療機関 ※ 予約制	無料 (町助成)

※ インフルエンザの接種時期は10月～翌1月末までを予定しております。

※ 大人のインフルエンザ予防接種については、P40をご覧ください。 ※町内医療機関については、P54をご覧ください。

※ 生活保護世帯のインフルエンザの予防接種は無料です。保健福祉課健康づくり係で手続きの上、接種してください。

◆ 医療費助成制度

【ひとり親家庭等医療費】

町民生活課 医療保険係 65-2113

対象者	助成の範囲	受給者証交付申請に必要なもの
ひとり親家庭の親と子 【子の条件】 ①、18歳になった年度の3月末までの子ども ②、①の翌日以降、ひとり親家庭の母又は父に扶養されている場合は、20歳到達日の属する月の末日までにある子	入院や通院による健康保険適用の医療費に係る自己負担額を助成(親は入院のみ) ●子どもの場合 ・町民税非課税世帯及び町民税課税世帯の①の方 自己負担なし ・町民税課税世帯の②の方 総医療費の1割自己負担 ●親の場合 ・町民税非課税世帯 自己負担なし ・町民税課税世帯 総医療費の1割自己負担	・受給者の保険者から交付された資格情報のお知らせ、又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした資格情報画面等保険資格の確認ができるもの ・受給者の個人番号がわかるもの ・大学等に在学している場合は在学証明書

●助成対象外(健康保険対象外の診療等)

・健康診断 ・予防接種 ・薬の容器代 ・差額ベッド代 ・入院時の食事代 ・文書料 など

【子ども医療費助成】

町民生活課 医療保険係 65-2113

奈井江町では、子ども(0歳～高校3年生まで)が病気やけがなどで通院や入院した場合に健康保険適用分に係る医療費を全額助成しています。助成に関する詳細は、P17「子育てイチオシ事業」で紹介しておりますのでご確認ください。

◆ 妊娠・出産から4か月くらいまで

【ママ友クラブ】

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

妊婦さんと2～4か月のお子さんのいるお母さんの同じ年代の子どもを持つ親同士の交流会を実施しています。親同士の仲間づくりはもちろん、妊娠、出産、子育ての具体的なイメージが持てるようになり、いろいろな不安も解消できます。ぜひ、ご参加ください。

実施回数	場所	対象	内容	持ち物
年2回（予定） ※対象者に直接連絡	保健センター （役場内）	・妊婦さん ・2～4か月ごろのお子さん とそのお母さん	・赤ちゃんの身体測定 ・赤ちゃんグッズの制作 もしくは妊娠期、産褥期の体に良い 食事の調理実習 ・茶話会 ・保健師の育児ミニ講話	・母子健康手帳 ・筆記用具 ※ 調理実習の場合 は、エプロン、三角巾

◆ ごろごろ寝返り、お座り、よちよち

【子育て支援センター】

子育て支援センター 74-6117

子育て支援センターでは、子どもの遊びや親と子の関わり合い、保護者の気分転換、親同士のネットワークづくりなどを支援し、楽しく、安心して子育てができる地域づくりを行っています。

就学前の子どもや親同士が自由に交流できるスペースを用意しています。

おもちゃや本などを利用することができ、いろいろな楽しいイベントも開催します。

●利用時間 午前9時30分～午前11時30分（月～金） 午後1時30分～午後3時30分（火曜日のみ）

イベント等	実施回数	内容
なかよし広場	月1回 （午前10時30分 ～午前11時30分）	親子でお話・リズム運動遊びなどで楽しく交流するイベントです。 町のホームページに年間の予定表を掲載しています。
子育て講座	月1回 （午前10時30分 ～午前11時30分）	講師の方を迎えて、子育てに関する講座や講習会を開催します。 子育て中の方や子育てに関心のある方などなたでも参加できます。 講座の内容は、「子育て支援センターだより」でお知らせしています。
子育て相談	随時 （午前9時00分 ～午後4時）	育児のことで誰かに聞いてみたい、話してみたいなどお困りのことがあれば、遠慮なくご相談ください。 相談電話：74-6117 相談メール： kosodate.center@town.naie.lg.jp
べびちゃんの日	毎週水曜日 （午前9時30分 ～午前11時30分）	ねんねのお友達が中心の日になります。 保護者同士で日ごろの大変さや疑問を共有することができます。
サークル支援	随時	町内の子育てサークルを支援します。 要望に応じて、遊びの紹介やサークル運営のアドバイスをします。
子育て支援センターだより	月1回発行	なかよし広場、子育て講座などの行事予定をお知らせします。 未就園児をもうご家庭に郵送しているほか、子育て支援センターと保健センターに配置しています。 町のホームページでもご覧いただけます。
子育てはがき通信	—	1歳の誕生日に「お誕生日おめでとう」のはがきを送ります。
子育てメール通信	随時	毎月の催しや子育て情報などをメールでご案内します。 お子さんの年齢を下記のアドレスへ送信ください。 アドレス： kosodate.center@town.naie.lg.jp

保育形態	内容	利用時間	保育料
乳児等通園支援事業	保育所等に通っていない10歳6か月から満3歳未満の子が保護者の就労に関係なく月10時間まで利用することができます。	月10時間以内 午前9時から正午	1時間300円

【交流プラザみなクル】

産業観光課 商工観光係 65-2118

子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄ることができる交流拠点を目的として設立され、太陽の光をいっぱいに取り入れた落ち着いた雰囲気のある空間で、時間を忘れてゆっくりと過ごしていただくことができます。

買い物や通学、通院などの待ち合わせや休憩施設として、また、サークルやお友だちとちょっとした団らんの場としてご利用いただける施設として、イスやテーブル、テレビ、飲料の自動販売機、閲覧用として図書館からの図書も常設します。

また、子育て中の方のために、幼児のプレイルームや授乳室を設け、交流エリアは、一般開放を原則として、無料で、自由に利用できます。

●利用時間 午前9時00分～午後7時00分（4月～10月） 午前9時00分～午後6時00分（11月～3月）

休館日 毎週月曜日及び、12月31日～1月5日
（月曜日が国民の休日にあたる場合、翌日が休館）

◆ あそViva

子どもたちが自由に来館し、遊びを通じて仲間の輪を広げ、明るく健やかな子どもの育成と体力増進を図る施設です。

施設名	あそViva		
住所	本町10区 ☎ 080-8880-9841		
休館日	毎週水曜日 祝日に開館する場合は、休館日が変更になります。 年末年始（12月31日～1月5日）は、休館		
対象年齢	高校生以下の子ども（幼児は保護者同伴）※年長さんは1人で利用可能		
開設時間	夏季（4月～9月） 平日 午後1時30分～午後5時30分 冬季（10月～3月） 平日 午後1時30分～午後5時	土日・祝日 午前10時～午後5時30分 土日・祝日 午前10時～午後5時	

【子育て支援センター】

子育て支援センター

74-6117

小学生以上のお子さんも利用することができます。
ボードゲームやトランプ、工作、お絵かきなどをして遊ぶことができます。

開放時間 【平日】 午後2時30分～午後5時00分 ※火曜日を除く
※10月～3月は、午後5時まで
休館日 火曜日、土曜日、日曜日、祝日

子どもを預ける

保健福祉課 子育て支援係 74-6117

◆ 認定こども園 はぐくみ

認定こども園はぐくみは、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設です。
3歳児以上の子どもは保護者が働いている、働いていないにかかわらず入園することができ、教育・保育を一体的に受けることができます。
町では、独自に保育料の減額（P17参照）を行っております。

特色

- ・町民の協力による園内農園で採れた野菜、奈井江産ななつぼし（農薬、化学肥料が基準の半分以下の特別栽培米）を使用した園内調理の給食。
- ・町内農家の協力による農産物の収穫体験や食育。
- ・ALTによる英語・地元音楽講師によるリトミック・図書館司書による読み聞かせ等
- ・外遊びの時間をたっぷり取って、「ここもからだもげんきなこ」を目指しています！

定員	保育時間	休所日
長時間保育（保育所機能） 90名	長時間保育（保育所機能） 月～土曜日 ※乳児保育・・・8か月児から入所可能 保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分 保育短時間（最長8時間） 午前8時～午後4時	日曜日、国民の休日、振替休日 12月30日～1月5日
短時間保育（幼稚園機能） 30名	午前8時30分～午後4時30分 ※就労の形態・時間により保育時間は変わります。 短時間保育（幼稚園機能） 月～金曜日 通常時間 午前8時30分～午後1時30分	

●入所申し込みの方法

4月1日に入所希望の方	保健福祉課子育て支援係または、認定こども園にて入所書類を交付しています。 【受付期間】 12月1日～12月30日 【必要な書類】 ・利用のための支給認定申請書 ・入所申込書 ・就労証明書等（長時間保育のみ）
上記以外の方	定員に空きがある場合入所が可能で、随時申し込みを受け付けています。 必要な書類は、4月入所希望の方と同様です。
申し込み先	保健福祉課子育て支援係 認定こども園はぐくみ ☎ 65-2780

●認定こども園の特色ある教育・保育

取組名	取組内容
英語で遊ぼう	幼児期からネイティブな英語に慣れ親しみ、英語に対する興味を持ち、発音の基礎を身につけるために、4・5歳児を対象に小中学校で活用している外国語指導助手による月2回40分程度の英語教室を行っています。
食育活動	畑での野菜栽培、クッキング、給食等や、民生委員、J A 青年部等の協力を得ての活動を通じて、食への関心、マナーや「食べる力」を豊かに育んでいきます。
地域との交流	町行事への参加や高齢者施設、小・中・高の学校との交流事業を行っています。
幼児期運動指針に基づいた取組	幼児期に必要な体力・運動能力を身につけるため、生活全体の中に運動を確保し、年齢に応じた取り組み（歩く・走る・スキップや縄跳び等の運動器具を使用した運動）を行い、筋力・脚力・跳躍力・支持力等を養っています。

●さまざまな保育形態

保育形態	内容	利用時間	保育料
預かり保育	短時間保育利用児が短時間保育終了後に引き続き預かりを希望する場合、月12日以内で預かり保育を利用することができます。	月曜日から金曜日 午前7時30分～午前8時30分 午後1時30分～午後4時30分	3歳児 1時間 120円 4歳児 1時間 100円 5歳児 1時間 50円 ※保育の必要性があると認定を受けた場合、無料
延長保育	長時間保育（保育短時間）を利用している児童が保育時間を超えて保育を希望する場合に延長することができます。	月曜日から土曜日 午前7時30分～午後6時30分	3歳児未満 1時間 280円 3歳児 1時間 120円 4歳児 1時間 100円 5歳児 1時間 50円
一時的保育 （非定型保育サービス）	保護者の非定型就労や職業訓練、就職活動などで家庭保育が困難になる場合のほか、リフレッシュのためにも利用することができます。	平均週3回 （1か月12日以内） 月曜日から土曜日 1日 午前7時30分～午後6時30分 半日 午前7時30分～午後1時	3歳児未満 1日 3,200円 半日 1,900円 3歳児 1日 1,500円 半日 900円 4歳児 1日 1,300円 半日 800円
一時的保育 （緊急的保育サービス）	保護者の傷病、入院、冠婚葬祭、就職活動などの理由により一時的に保育が困難になる場合に利用することができます。	1か月以内 利用時間は非定型保育サービスと同じ	5歳児 1日 700円 半日 400円
乳児等通園支援事業	保育所等に通っていない満1歳児以上満3歳未満の子が保護者の就労に関係なく月10時間まで利用することができます。	月10時間以内 午前9時から午後4時	1時間300円 ※昼食・おやつなどは実費徴収

※【一時的保育の利用対象者】 町内に居住する1歳児（その年の4月1日に満1歳になっている児童）～就学前の児童

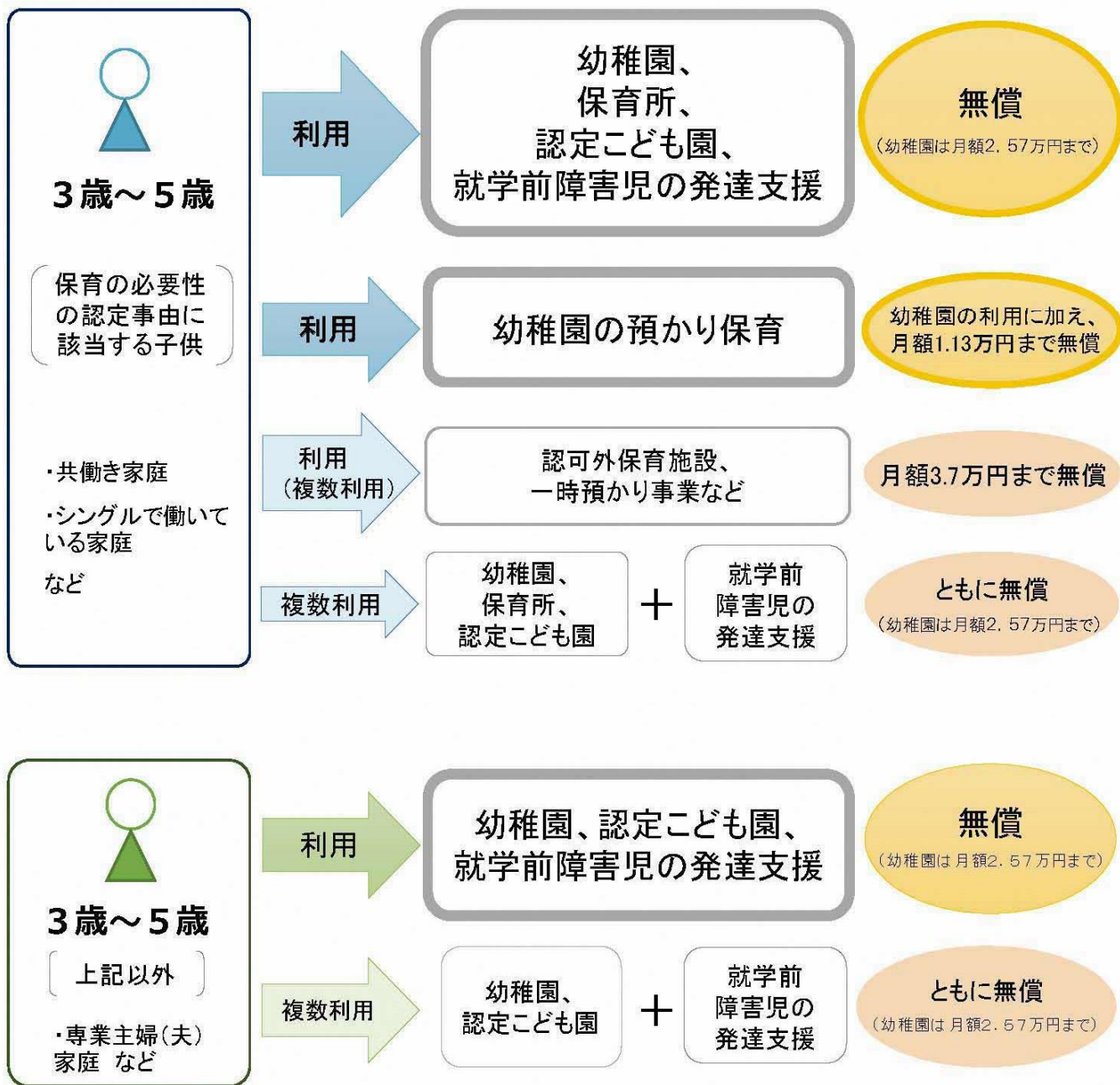
※【一時的保育の休日】 日曜日及び国民の休日、年末年始（12月30日～1月5日）

保育形態	内 容
広域入所	受け入れ市町の保育所等に空きがある場合、他市町の保育所等への入所が可能です。
重度障がい児童集団保育教室	奈井江町に在住する満1歳から小学校就学前の重度の障がいをもつ幼児の保育を行っています。 受け入れ人数：原則1人 受け入れ回数：週2回

◆ 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

◆ 児童クラブ「なえっこ」(学童保育)

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、下校後や学校休校日の子どもたちの遊び場、生活の場として、子どもたちの保護と遊びを通して健全な育成や指導を行っています。

場所	奈井江小学校内 (奈井江町字奈井江162番地1) ☎ 090-2070-5867		
定員	40名		
入会申し込み	・入会申込書 ・就労証明書(職場での証明) ※様式は、保健福祉課子育て支援係もしくは子育て支援センターにあります。		
対象者	・保護者の就労や長期間療養などで昼間子どもを保育できない家庭の小学生 ・その他特別な事情がある場合はご相談ください。		
開設時間	平日 午後1時30分～午後6時30分 夏・冬・春休み及び学校行事などの振替休業日	土曜日 午前8時～午後6時30分 午前8時～午後6時30分	
休業日	日曜日、国民の休日・振替休日、年末年始(12月30日～1月5日) ※ その他臨時でお休みすることがあります。		
利用料金	1日 400円 半日 200円 ※生活保護世帯や町民税非課税世帯には減免制度があります。(申請が必要です) ※第3子以降の利用料は無料です。		
短期入会	長期休暇中や保護者の病気・入院・ご家族の介護などで子どもの保育が困難になった場合、一時的に利用することができます。		

困ったときの相談

相談内容	対象	相談にのってくれる人	窓口
離乳食などの栄養相談 子どもの健康などの育児相談	乳児から	保健師・栄養士	保健福祉課 健康づくり係 ☎ 65-2131
子育て全般に関する相談	乳児～18歳未満	保育士	奈井江町子育て支援センター ☎ 74-6117
子どもの発達に関する相談	18歳未満の子どもの保護者	保健師・保育士	保健福祉課 健康づくり係 ☎ 65-2131 奈井江町子育て支援センター ☎ 74-6117
障がいのある子どもに対する手当や支援の相談	20歳未満の子どもの保護者	役場担当職員	保健福祉課 子育て支援係 ☎ 74-6117 保健福祉課 福祉係 ☎ 65-2119 町民生活課 医療保険係 ☎ 65-2113
ひとり親家庭に対する支援などの相談	ひとり親家庭		
教育に関する相談	小学生～高校生	教育委員会担当職員	奈井江町教育委員会 ☎ 65-5381
子育てや児童に関する相談	18歳未満	民生・児童委員 主任児童委員	各地区の民生・児童委員 主任児童委員
子ども医療電話相談	乳幼児・児童の保護者	看護師 ※小児科医の支援体制のもと	北海道保健福祉部 地域医療推進局地域医療課 ☎ #8000 011-232-1599
非行や虐待に関する相談等	どなたでも ※匿名でも可能	児童相談所職員 24時間対応	児童相談所 全国共通ダイヤル 189
いじめに関する相談 Telefon	18歳未満の子ども	専門の相談員	子ども相談支援センター ☎ 0120-3882-56
子どもの心身の発達・成長に関すること	0歳から12歳	専門の相談員	砂川子ども通園センター ☎ 54-3045

◆ こども園・学童保育・学校



名 称	奈井江町認定こども園はぐくみ
所 在 地	奈井江町字奈井江町245番地8
電 話 番 号	65-2780



名 称	奈井江町立奈井江小学校 児童クラブなえっ子（学童保育）
所 在 地	奈井江町字奈井江162番地1
電 話 番 号	65-2108



名 称	奈井江町立奈井江中学校
所 在 地	奈井江町字奈井江147番地4
電 話 番 号	65-2150



名 称	北海道立奈井江商業高等学校
所 在 地	奈井江町字チャシュナイ1007番地3
電 話 番 号	65-2239

◆ 特色ある学校教育

幼・小・中・高の教育連携	校種間で教員相互の乗り入れ授業や児童生徒の相互交流を通して、ステージアップへの不安やギャップを解消するため、校種間の教育連携を推進しています。
公設塾での指導	小学3～中学3年生を対象に、基礎・基本の定着を目的に家庭学習のサポート等を行うため、公設塾を設置します。また、活動の中で学力向上だけでなく、自律心、創造力を養うことを目指し、学習意欲を促す活動、創造的活動を行っています。
英語教育の推進	外国語指導助手の活用を積極的に行い、幼児教育から英語に親しみ、就学後も低学年の英会話教室を実施し、幼小中高と継続した英語力の向上に向けた取り組みを推進しています。
各種検定料の助成	学力の定着度合いの目安として、また、高校・大学等の進学を見据え、漢字検定及び英語検定等の検定料を毎年1回分、町で助成しています。

◆ 学校に関する手続き

● 小学校

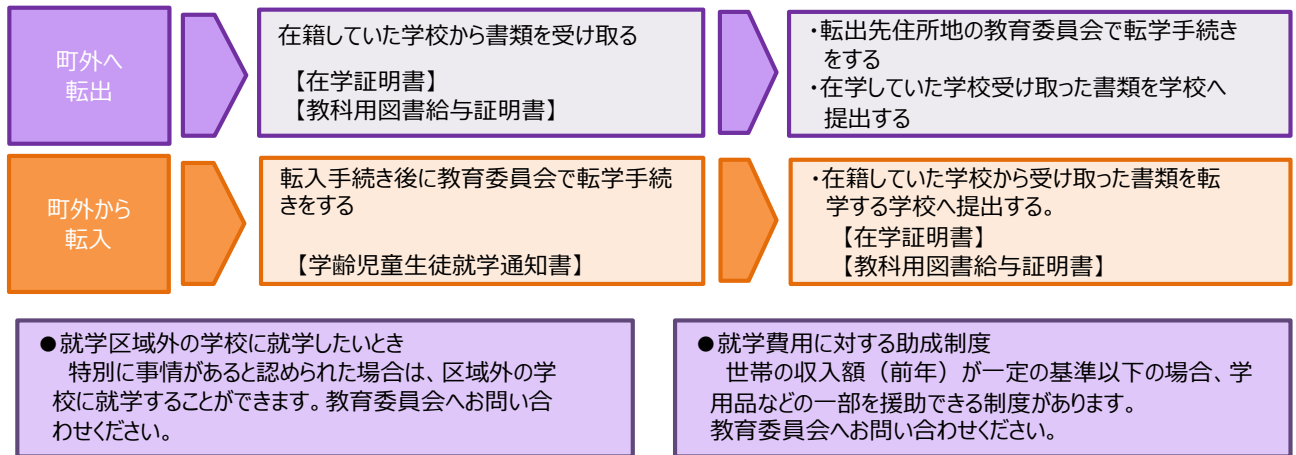
奈井江小学校に入学されるお子さんは、10月に就学時健診を行います。9月と10月初旬に2回ご案内いたしますので、必ず受診してください。健康診査と併せて知力検査も行います。

また、12月中旬には、「入学通知書」と「一日入学の案内」を送付いたします。「入学通知書」は入学に必要な大事な書類ですので、記載内容に誤りがあったり、1月31日までに届かない場合は、ご連絡をお願いいたします。

入学までに用意するもの、手続き等については、1日入学の際に学校から詳しい説明がありますので、必ず出席するようにしてください。

● 中学校

奈井江中学校に入学されるお子さんには、1月31日までに小学校を通じて「入学通知書」を交付いたします。小学校入学時と同様に記載内容に誤りがあったり、変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。



サークル活動

教育委員会
保健福祉課

文化振興係 65-5311
健康づくり係 65-2131

文化や体育活動を通じて、まちの活性化や健康増進、多世代との交流などにつなげ、住民がいいきとした健康ライフで暮らせるよう各活動をサポートしています。

ご興味のある方は、奈井江町教育委員会 文化振興係、保健センターまでお問い合わせください。

区分	サークル内容	団体数	活動場所
ダンス・踊り	レクリエーションダンス、舞踊	2団体	公民館、文化ホール
音楽	民謡、カラオケ、太鼓、ブラスバンド	4団体	公民館、文化ホール
書道・習字	書道、ペン字	2団体	公民館、文化ホール
文芸	読書、俳句	2団体	文化ホール、公民館
工芸、絵画	陶芸、絵手紙、俳画	3団体	公民館、文化ホール、陶芸センター
スポーツ	空手（2）、サッカー、ドッジボール 野球、ゲートボール、バレー ミニバレー、パークゴルフ、ソフトボール チェアピクス、ゆる体操・リズムウォーキング ラジオ体操、ヨガ ストックウォーキング	15団体	公民館、文化ホール 体育館、寿グラウンド 本町グラウンド・公園、町体育館 学校体育館、保健センター（役場内） 茶志内公園
その他	にわ山、囲碁、写真、備中神楽 男の料理、そば、家族介護、英会話	8団体	公民館、文化ホール みなクル、保健センター（役場内）、個人宅

事業名	内 容	参加対象
子どもの権利に関する 条例事業	・子ども会議を設置 ・他市町の児童生徒との交流 ・町長と語る会（小・中・高）の実施 など	青少年及び町民
チャレンジクラブ	小5～中3までの有志が集まり、子どもたち自ら子ども会事業の計画・運営 を行う。	町内に在住する 小学生及び中学生
子ども会活動	・各地区の子ども会交流「スポーツ交流会」等の開催 ・その他各地区において、盆踊り、お神輿、レクリエーションなどを実施	町内に在住する 小学生及び中学生
備中神楽伝承事業	友好都市岡山県高梁市の郷土芸能を奈井江町でも伝承し、文化祭等で 披露	備中神楽伝承 保存会会員
学校開放事業	スポーツの振興・普及を図るため、小・中学校の体育館を開放 月～金 午後5時～午後9時 土曜日 午前9時～午後9時	町民で構成された5名 以上の団体・グループ
コンディショニングセッション	町体育館、ないえ共奏ネットワーク等においてコンディショニング（カラダの調 子を整える運動）を実施	町民
芸術鑑賞会	児童・生徒が年1回演劇や音楽を鑑賞	町内に在住する 小学生及び中学生
総合文化祭	こども園、各学校、各種団体・グループ等の作品展示や芸能発表の実施	町民
公民館講座	各種講座の実施	町民
図書館おたのしみ会	クリスマスおたのしみ会、子ども豆まき大会などの実施	幼児と保護者 小学生
文化ホール自主事業	年数回程度コンサートや落語などを開催	町内外の住民

その他の子育てサポート

◆ 給食費の無償化について

教育委員会 教育支援係 65-5381

保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、小中学校給食費について無償化いたします。
奈井江町に住民票がある保護者で、養育している児童生徒が区域外就学でも対象となります。

◆ 高校通学費等助成事業について

教育委員会 教育支援係 65-5381

子ども自身の能力や適性に合わせた進路の選択肢を広げ、町外の高校に通学する際の経済的負担を軽減するため高校通学費等の
一部を助成します。

◆ なえっこ見守り隊

教育委員会 教育支援係 65-5381

学校や地域と連携して奈井江の子どもたち見守りする仕組みです。
子どもたちの登下校時などの安全確保、事件や事故の未然防止や抑止が目的です。
見守り活動のモットーは、「気らくに、気長に、危険なく」です。みなさんの日常生活の一部で無理なく継続して活動していただくものです。
住みよい社会の形成にぜひご登録くださいますようお願いいたします。

障がい者等の日常生活や自立を支援するための各種施設サービスや、在宅生活を支援するための各種居宅サービスが受けられます。サービスによっては、障がい支援区分判定が必要で、その区分によりサービスの種類や量が決められます。

【福祉サービスの利用の手続き】

サービス名	内 容
相談	保健福祉課福祉係または、相談支援事業者に相談します。 ※相談支援事業者とは・・・都道府県の指定を受けた事業所のことです。障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。
申請・調査	必要なサービスを選択し、福祉係窓口申請をします。現在の生活や障がいの状況についての福祉係の調査員とアセスメントします。全国統一の調査項目が定められ、心身の状況に関する80項目及び概況調査を行います。
審査・判定	調査の結果、医師の意見書をもとに、空知中部広域連合の審査会で審査・判定が行われ、障がい支援区分が決まります。
認定・通知	障がい支援区分や家族や本人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まります。その後、支給の可否を決定し、障がい福祉サービス受給者証を交付します。
サービス利用計画の策定	決定した内容をもとにして、相談支援事業者とサービス利用計画を立てます。サービス利用計画作成費は無料です。自分自身で計画（セルフプラン）をつくることもできます。
サービスの利用	事業者が決まったら、都道府県知事の指定を受けた指定事業者・施設と契約を結び、サービスの利用を開始します。利用開始後も一定の期間ごとにサービスの利用状況を確認し、状況に応じてサービスを見直します。

【利用できるサービス】

● 介護給付

障がい支援区分が一定以上の方に、生活上、療養上の必要な介助を行います。

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けられるサービスを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

● 訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある方の就労や就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるように支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

● 障がい児支援

サービス名	内 容
児童発達支援 放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【福祉サービスの利用者負担額】

利用者本人（及び扶養義務者）はサービスを受けた事業所や施設に利用者負担額を支払います。

利用者負担額は、原則1割負担になり、残りは町と北海道と国が負担します。

また、利用者の負担能力に応じて減免措置できる制度もありますので、希望される方は、保健福祉課福祉係までお問い合わせください。

◆ 障がい者手帳の交付

保健福祉課 福祉係 65-2119

手帳の種類	内 容	手続きに必要なもの
身体障がい者手帳	障がいの種類や程度により1級から6級まで区分され、それぞれ手帳が交付されます。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（窓口備え付け） 顔写真（縦4cm×横3cm 脱帽して上半身を写したもの） 指定医師の意見書・診断書（統括表・障がい別の診断書） マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
療育手帳	児童相談所又は心身障がい者総合相談所で知的障がいと判定された方に交付されます。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（窓口備え付け） 顔写真（縦4cm×横3cm 脱帽して上半身を写したもの） マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
精神障がい者 保健福祉手帳	精神疾患と能力障がいの両面から判断し、1～3級の手帳が交付されます	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（窓口備え付け） 診断書又は障がい者年金関係書類（写） 同意書（障がい者年金関係書類で申請する場合） 顔写真（縦4cm×横3cm 脱帽して上半身を写したもの） マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類

◆ 自立支援医療

保健福祉課 福祉係 65-2119

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

種類	内 容	対 象	手続きに必要なもの
更生医療	障がいを軽減し、日常生活能力を回復させるために必要な医療費を支給	身体障がい者手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> 申請書、同意書（窓口備え付け） 医師の意見書 資格確認書
育成医療	身体障がいを除去し、軽減する手術等、確実に効果が期待される治療に必要な医療費を支給	障がい児（障がいに係る医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 所得の確認できるもの（障がい者年金関係書類） 特定疾病療養受給者証 ※お持ちの方のみ マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
精神通院医療	在宅精神障がいの方の通院医療費を負担	精神科的医療を長期的に必要とする方	<ul style="list-style-type: none"> ※マイナンバーカードについては、受診者と同一保険加入者分も必要となる。

◆ 補装具費の支給

保健福祉課 福祉係 65-2119

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものであり、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図るもの（義肢、装具、車いす等）を購入する場合に下記の条件で支給します。

対象者	利用者負担	手続きに必要なもの
身体障がい者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、障がいのため失われた部位や、機能不全が補装具により改善される者。 18歳未満の児童は、町が認める者。	原則 1 割負担 【負担上限額】 生活保護受給世帯 0円 町民税非課税世帯 0円 町民税課税世帯 37,200円	・申請書（窓口備え付け） ・補装具費支給意見書（医師意見書） ・見積書 ・身体障がい者手帳 ・個人番号通知カード・本人確認書類 ・印鑑

◆ 特別障がい者手当

保健福祉課 福祉係 65-2119

（その他20歳未満の方を対象とした特別児童扶養手当・障がい児福祉手当は、P21を参照ください）

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

対象者	支給金額	支給月	手続きに必要なもの
精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方	支給額は、毎年変更になります。 令和8年度支給額 30,450円	毎年 5月、8月、11月、2月 ※ 前月分までを支給	・申請書（窓口備え付け） ・認定診断書 ・マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類 ・印鑑 ・世帯全員分の住民票 ・本人名義の通帳 ・年金振込通知書

※ 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は、手当は支給されません。

◆ 重度心身障がい者医療費助成

町民生活課 医療保険係 65-2113

心身に重度の障がいを持つ方の医療に要する費用の一部を助成します。

対象者	助成の範囲	受給者証交付申請に必要なもの
・身体障がい者手帳1・2・3級の方 （ただし、3級は心臓、腎臓、肝臓機能障がい等の内臓疾患に限る） ・重度の知的障がいの方（療育手帳A） ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方	入院や通院による健康保険適用の医療費に係る自己負担額を助成 ・町民税非課税世帯の方 ……自己負担なし ・18歳到達の年度末までの方 ……自己負担なし ・町民税課税世帯の方 ……総医療費の1割自己負担 月額上限 通院18,000円、入院57,600円	・受給者の保険者から交付された資格情報のお知らせ、又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした資格情報画面等保険資格の確認ができるもの ・受給者と世帯主の個人番号がわかるもの

◆ 障がい者入浴券

保健福祉課 福祉係 65-2119

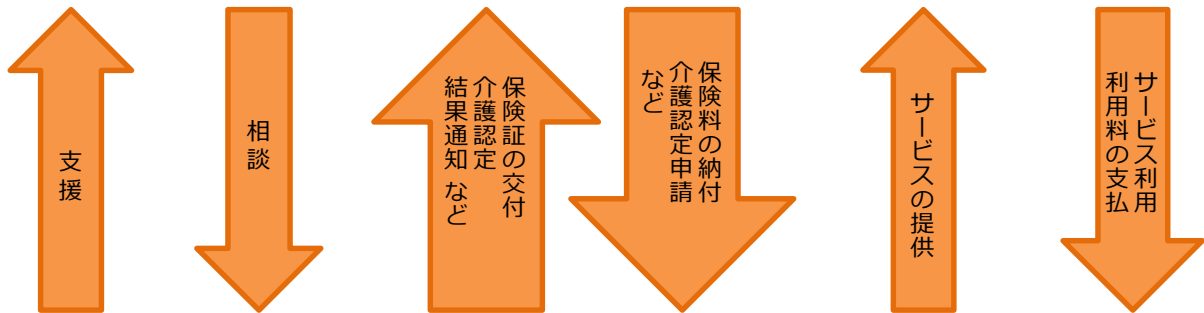
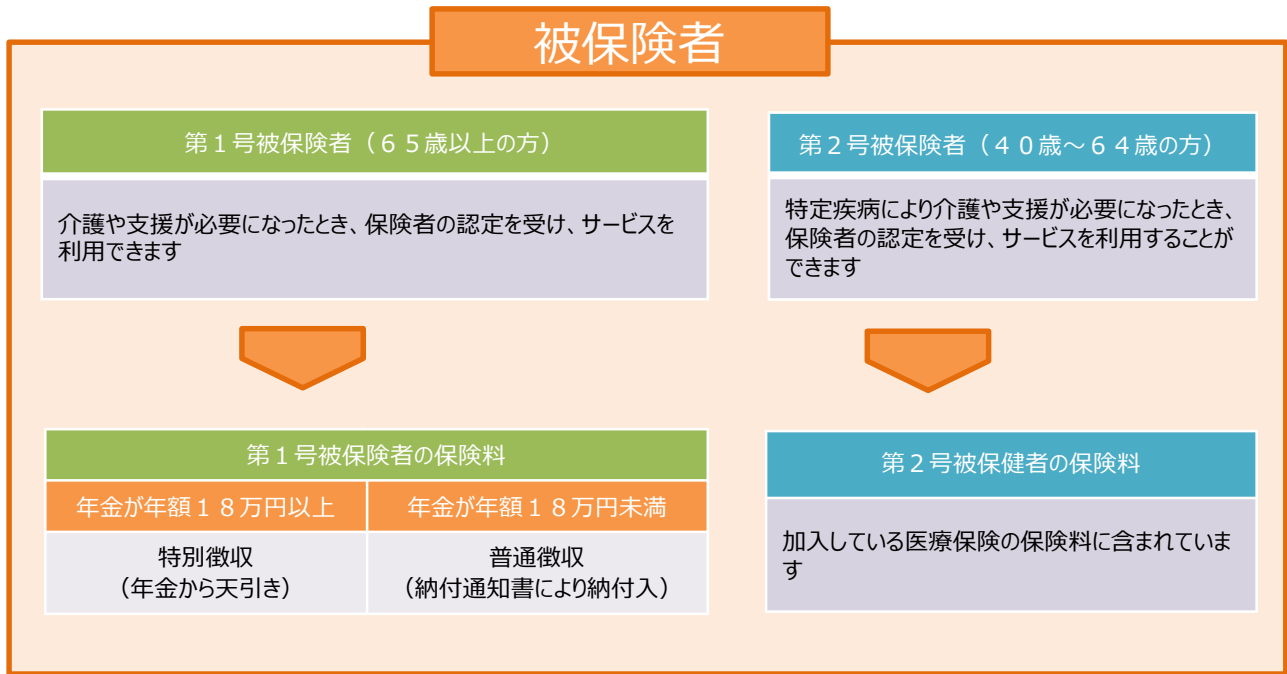
心身障がい者の方々の健康増進として身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳保持者に福祉入浴券を配布しています。ただし、65歳以上の方については、「老人用」の入浴券を配布いたします。

対象者	枚数	【入浴券利用施設】
身体障がい者手帳1,2級	・介護者用10枚 ・本人用10枚	松の湯 1枚利用につき、130円の負担が必要です。
療育手帳保持者		
精神障がい者保健福祉手帳1,2級		
身体障がい者手帳3,4級	・本人用10枚	【配布方法】 役場窓口もしくは郵送により配布いたします。
精神障がい者保健福祉手帳3級		
身体障がい者手帳5,6級		

◆ 介護保険制度

保健福祉課 介護支援係 65-2119

40歳以上の方が加入者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用することができる制度です。



地域包括支援センター

保健師・社会福祉士などの専門職を配置し、高齢者や家族の方から様々な相談を受け、在宅福祉サービスや介護保険の申請代行、歩行器や車いすなどの紹介、介護予防に関する情報提供などを行っています。

・介護予防ケアプランの作成やサービス利用調整

空知中部広域連合（保険者）

- ・介護保険の算定・徴収
- ・介護保険証の交付
- ・要介護認定
- ・保険給付 など

介護報酬の支払い

**介護サービス
介護予防サービス事業者**

指定を受けた社会福祉法人等

通所サービスや短期入所サービスなどの介護サービス、介護予防サービスを提供

◆ 介護保険以外のサービス

奈井江町では、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活が送れるよう、介護保険以外の高齢者福祉サービスを実施しております。

サービス名	内 容
緊急通報システム 「あんしんホットライン」	<p>急に具合が悪くなった時などの緊急事態に、機敏に行動するのが困難な場合、ボタンを押すだけで消防署に通報され、素早い救助が受けられます。また、オプションで電話機から離れた場所でも通報することのできる「ペンダント」をつけることも可能です。</p> <p>【対象者】 町内に住所を有するひとり暮らしの ○高齢者 ○または重度身体障がい者 ○または突発的に生命に危険な症状をもたらす持病を有する方で、緊急事態に機敏に行動するのが困難な方</p> <p>※ただし、高齢者夫婦のみの世帯でも設置できる場合がありますので、お気軽に地域包括支援センターまでご相談ください。 ※ご自宅の電話回線がNTT東日本の方が対象となります。</p> <p>【費用】 利用者負担（レンタル料） ○電話機本体 月額 189円 ○ペンダント（オプション） 月額 210円 ○電池交換費用 2年に1度5,500円程度 ※月額利用料は、電話料金と合算してNTT東日本より請求されます。 ※このほか、工事等により追加で料金が発生する場合があります。</p> <p>【問い合わせ先】奈井江町地域包括支援センター ☎65-2119</p>
SOSネットワーク	<p>高齢になると記憶力や判断力が低下し、道や場所を間違えたりすることがあります。特に認知症になると自分がどこにいるのかわからなくなり、行方不明になってしまうことがあります。そのため、高齢者SOSネットワークは、町・警察・消防・ハイヤー会社・公共交通機関等の関係機関が協力して、行方不明となった高齢者を速やかに発見し、無事保護するシステムです。</p> <p>【事前登録】 奈井江町では、認知症等により行方がわからなくなる可能性のある方の情報を事前に登録していただくことで、速やかに発見、保護できるよう支援しています。</p> <p>【登録先】奈井江町地域包括支援センター ☎65-2119</p>
老人入浴券	<p>60歳以上の老人クラブ会員及び65歳以上の高齢者を対象として、「松の湯」で使用できる福祉入浴券を配布しています。なお、1枚利用につき130円の負担が必要です。</p> <p>【配布方法】 3月末ごろに老人クラブを経由した配布もしくは役場窓口、郵送により配布いたします。</p> <p>【問い合わせ先】保健福祉課福祉係 ☎65-2119</p>
ちょこっとボランティア事業	<p>ちょっとした困りごとのある高齢者世帯などに対して、ボランティアスタッフを派遣して生活のサポートを行っています。</p> <p>利用料金：30分以内 300円、1時間以内 500円</p> <p>【問い合わせ先】奈井江町社会福祉協議会 ☎74-7031</p>
在宅高齢者給食サービス	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や障がいを持つ方で、日常生活に困難をきたしている方を対象に夕食を週2回配達します。</p> <p>利用料金：1食 300円</p> <p>【問い合わせ先】奈井江町社会福祉協議会 ☎74-7031</p>
救急医療情報キット	<p>高齢者や障がいを持つ方で健康上不安を抱えている方が万一の救急要請するときに医療情報キットがあれば医療情報や緊急連絡先がわかり適切な救急処置ができます。</p> <p>【問い合わせ先】奈井江町社会福祉協議会 ☎74-7031</p>
車いす貸出サービス	<p>在宅でケガや疾病などにより、一時的に車いすを必要とする方に貸し出しを行っております。</p> <p>貸出期間：1か月以内 利用料金：無料</p> <p>【問い合わせ先】奈井江町社会福祉協議会 ☎74-7031</p>
ふれあい・いきいきサロン事業	<p>地域での孤立や閉じこもり防止などを目的とした通いの場であるサロン事業を実施しています。</p> <p>【実施地区】本町・東町・南町（2ヶ所）</p> <p>【問い合わせ先】奈井江町社会福祉協議会 ☎74-7031</p>

イベント名	内 容
敬老会	毎年、80歳以上の方を対象に開催しています。歌や踊りなどのアトラクションも行われ、参加した方に楽しんでいただいています。
老人のつどい 老人スポーツ大会	町内の高齢者が公民館に集い、ゲームやカラオケ、ダンスなどで楽しめます。
老人クラブの活動	草刈りやごみ拾いなど環境美化の奉仕活動や見守り・たすけあい活動、老人クラブ連合会主催によるパークゴルフ大会を行っています。

大人の健康

◆ 成人の方の健康診査

区分	対象者	健診料	健診料免除対象者	検査項目等
一般健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度において満19歳～39歳となる町民 ・今年度において満19歳以上の生活保護世帯 	1,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯 ・生活保護世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・尿検査 ・問診 ・血圧測定 ・貧血検査 ・心電図 ・医師の診察 ・眼底検査（必要な方のみ）
後期高齢者健康診査	75歳以上の町民	無料	—	
肝炎ウイルス検査	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度満40歳になる方 ・今年度満41歳以上となる方で肝炎ウイルス検査を受けたことがない方 ・今年度満40歳以上で過去に肝機能異常を指摘された方 	1,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 ・町民税非課税世帯 ・生活保護世帯 	肝炎ウイルス抗体検査
エキノコックス症検診 (3年に1回)	小学3年生以上の町民	無料	—	エキノコックス症

● 各項目共通事項

健診日……6月（2回）、10月（2回）の年4回 ※時期は多少前後することがあります。
 予約……健診日の約2か月前から受付開始。健診日及び受付開始については、回覧チラシにて周知いたします。
 会場……保健センター（役場内）
 健診結果…健診日より約1か月後に健診結果説明会を実施。ただし、肝炎・エキノコックス症のみの実施者については、1か月後を目途に郵送で通知いたします。

※ エキノコックス症検診は、3年に1回の実施となっており、R8年度予定。

区分	対象者	検診料	検診料免除対象者
胃がん検診	30歳以上の町民	1,500円	・国民健康保険加入者 ・70歳以上 ・町民税非課税世帯 ・生活保護世帯
ピロリ菌検査	胃がん検診受診者	2,860円	—
肺がん検診	40歳以上の町民	700円	・国民健康保険加入者 ・70歳以上 ・町民税非課税世帯 ・生活保護世帯
胸部X線検査	15～39歳の町民	600円	
大腸がん検診	40歳以上の町民	800円	
乳がん検診	町民で30歳以上の女性	1,500円	
子宮がん検診	町民で20歳以上の女性	1,500円	
前立腺がん検診	町民で50歳以上の男性 ※血縁者に前立腺がんの既往がある場合は40歳代も対象	2,310円	—

● **各項目共通事項**

検診日……6月（2回）、10月（2回）、1月（1回）、2月（1回）。ただし、乳がん検診は年4回、子宮がん検診は年3回。 ※時期は多少前後することがあります。
 予約……検診日の前月月初めから受付開始。検診日及び受付開始については、回覧チラシにて周知いたします。
 会場……保健センター（役場内）ただし、2月の乳がん・子宮がん検診は、札幌の対がん協会となります。
 検診結果……検診日より1か月後を目途に郵送で通知いたします。

◆ **骨粗鬆症検診**

検診日	対象者	場所	定員	検診料	検診料免除対象者
8月～9月頃 詳細日程は、回覧チラシにて周知します。	町民で30歳以上の女性	奈井江町立国民健康保険病院	100名程度	1,200円	・国民健康保険加入者 ・70歳以上 ・町民税非課税世帯 ・生活保護世帯

◆ **特定健診**

特定健診は、40歳～74歳までの方を対象とした生活習慣病予防のための健診で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型症候群）について重点的に検査し、生活習慣改善の必要性の高い方に保健指導を行います。

健診機関	健診日	予約期間	予約方法	健診内容
奈井江町立国保病院	5月初旬～3月中旬	4月下旬～随時	・電話予約65-2221 ・窓口受付での予約	・既往歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の検査
北海道対がん協会 札幌がん検診センター		受診券が届き次第 受付開始	・電話予約011-748-5522	・身体計測 ・理学的所見 ・血圧
札幌厚生病院 （人間ドック型）			・電話予約011-261-5331	・血中脂質検査 ・肝機能検査 ・血糖検査 ・尿検査
集団健診	6月（2回） 10月（2回） ※がん検診と同日実施	健診月の前月頃から 受付開始 （回覧チラシにて周知します）	・電話予約 65-2113（医療保険係） 65-2131（健康づくり係） ・窓口受付での予約	・貧血検査 ・心電図検査 ・眼底検査（医師が必要と認めた場合） ・腎機能検査

上記のほか、砂川市・滝川市・新十津川町の医療機関においても健診を実施していますので、対象医療機関については町民生活課医療保険係へお問い合わせください。

◆ 各種健康事業

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

事業名	対象者	日程	場所	内容
健康運動フロア	20歳以上の町民	毎週月・木曜日 午前9時 ～午後0時 午後1時 ～午後4時30分	保健センター (役場内)	・個人の体力に合った運動方法の紹介 ・健康づくり運動に関する相談 など ※1、2回目のみ事前予約が必要。 健康づくり係へお申し込みください。
いきいきチアピクス教室		隔月(偶数月) ※詳細は回覧チラシにて周知		・健康運動指導士の指導のもと、椅子に座った状態で音楽に合わせて行う健康づくり運動。
スマートエイジング教室	概ね65歳以上の町民	原則第2、第4水曜日 午前10時 ～11時30分 ※詳細は、回覧チラシにて周知	交流プラザみなクル ※葬儀が入った場合は文化ホール	脳トレ、運動、茶話会 季節の行事のほか、みんなで楽しく企画、準備、実践します。
大人の運動教室	19～64歳の町民 又は町内にお勤めの方	※詳細は、回覧チラシにて周知	保健センター (役場内)	・ヨガ ・筋力トレーニング ・ダンスエクササイズ など
ゆったりヨガ教室	40歳以上の町民	隔月(奇数月) ※詳細は、回覧チラシにて周知	保健センター (役場内)	・ヨガをとり入れたストレッチ、筋力トレーニング

◆ 予防接種

保健福祉課 健康づくり係 65-2131

予防接種名	助成対象者	実施予定時期	実施医療機関	自己負担金額
インフルエンザHAワクチン	・65歳以上の方 ・60～65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器で身障手帳1級をお持ちの方 ・妊婦の方	10月1日 ～1月31日	町内医療機関 (P54参照) ※予約制	2,300円程度 ※1,600円を町が助成
インフルエンザ高用量ワクチン	秋ごろにお知らせ予定			秋ごろにお知らせ予定
高齢者の肺炎球菌(注1)	・65歳の方 ・60～65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器で身障手帳1級をお持ちの方	通年		3,000円～4,000円程度 ※7,000円を町が助成
带状疱疹(注2)	・50歳以上の方	通年		各医療機関にお問い合わせください。 町では以下のように助成しています ・生ワクチン 4,000円/回(1回接種) ・組換えワクチン(不活化) 10,000円/回(2回接種)
新型コロナ	・65歳以上の方 ・60～65歳未満の方で身障手帳1級をお持ちの方	11月1日 ～3月31日		4,000円程度 ※10,000円程度を町が助成

(注1) 高齢者の肺炎球菌助成対象者のうち、これまでに当該ワクチンの接種歴がある方は対象にはなりません。

(注2) 带状疱疹の費用助成は生涯に1度限りです。

※ 生活保護世帯は上記の予防接種を無料で受けることができます。保健福祉課健康づくり係で手続きの上、接種してください。

※ 子どもの予防接種については、P23, 24をご確認ください。

好きなときにきて 自由にすごせる
人と人のつながりを生む “憩いの空間”が
奈井江駅前の交流プラザみなクルで営業中です！



友達とおしゃべりタイムや
待ち合わせなどで
ちょっと寄り道してみませんか？



● 営業

火曜日から金曜日（祝・祭日を除く）

午前9時30分～午後4時00分まで営業

● イベント情報(まちの先生による活動)

「まちの先生」とは、自分の趣味や特技をカフェの利用者さんに教えてくれるボランティアです。

シルバー元気塾 ～軽スポーツアラクルト～		ふまねっとの集い	
日時	毎週金曜日（祝日は休み） 午前10時から1時間30分程度 *会場の都合により、中止となる場合があります。	日時	毎月第3火曜日 午後1時30分から1時間程度
場所	交流プラザみなクル	場所	交流プラザみなクル
内容	筋トレ・体幹・ストレッチなど	内容	※葬儀と重なった場合は文化ホールに変更 ふまねっど・手遊び・レクリエーション・体操など
その他	①動きやすい靴や服装でおいで下さい。 ②手拭いをご持参ください。 ③負担金はありません。 ④当日参加可能です。 ⑤事前申し込みは、コミュニティcafeスマイル まで	その他	①動きやすい靴や服装でおいで下さい。 ②負担金はありません。 ③当日参加可能です。 ④事前申し込みは、コミュニティcafeスマイル まで

燃やせるごみ

指定袋の大きさ	金額 (10枚入)	指定袋の色
20リットル	400円	 半透明に黄色
40リットル	800円	




紙くず、衣類、貝殻、ゴム製品、木くず、プラスチック製品など

生ごみ

指定袋の大きさ	金額 (10枚入)	指定袋の色
3リットル	250円	 薄茶色の半透明
6リットル	500円	
10リットル	800円	



残飯・食品くず

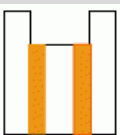
燃やせないごみ





指定袋の大きさ	金額 (10枚入)	指定袋の色
20リットル	400円	 半透明に青色
40リットル	800円	



ガラス・陶磁器類、金属類、小型家電 など

リサイクル資源ごみ

指定袋の大きさ	金額 (10枚入)	指定袋の色
40リットル	200円	 半透明にオレンジ色




ビン類、カン類、ペットボトル など

危険ごみ

危険ごみの種類

- ① 蛍光管
- ② 乾電池、充電電池、モバイルバッテリー
- ③ 体温計(水銀式)のみ
- ※ 電子体温計は、燃やせないごみ

【排出方法】

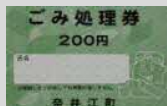




レジ袋や半透明の袋に入れる

粗大ごみ

- ① 粗大ごみは、指定袋に入らないものが対象
- ② 排出には、処理券が必要 1枚200円
- ③ 料金は、1品ごとにかかる
- ④ 大きさ(長さや直径)が1m未満の物 処理券 1枚
- ⑤ 大きさ(長さや直径)が1m以上の物 処理券 2枚

《ごみ処理券》 **《受付》**
 指定回収日の1週間前までに「役場 建設環境課 都市環境係」に連絡ください。



《受付時に必要な内容》
 住所・世帯主氏名・電話番号・品名・数量

ごみ処理券は、名前を書いて回収日の決められた時間までに自宅前に排出ください。

《1回に排出できる量》

- ・スキー 2組 ・コンクリートブロック 3個 ・たたみ 3枚
- ・レンガ 3個 ・物干し土台 3個

《木の枝や角材などの排出の大きさ》

木の枝や角材などを排出する場合、下記のとりの大きさ(長さ1m以内×幅30cm以内)にまとめて排出してください。



紙類

- ・ハガキサイズより大きな紙類は、ひもで縛り、決められた曜日に排出して下さい。
- ・紙類を排出できる曜日は、リサイクル資源ごみと同じ曜日です。

《法定識別マーク》



新聞・チラシ



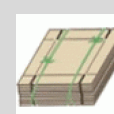
本・雑誌類



牛乳パック類



その他紙類



段ボール

《その他紙類とは》

包装紙、封筒、贈答品・菓子類の箱、カタログ・パンフレット

※ ただし、ページ数の多いカタログは、雑誌類として排出してください。

※ 包装類に付着しているテープ類は取り除いて下さい。

◆ 一般ゴミの収集日

ごみの分類	収集区域				農村地区 北	農村地区 南
	北町地区	本町地区	東町地区 向ヶ丘 向ヶ丘栄町 住友新町 宮村1・3区の 非農家	南町地区 茶志内2区 甲・乙 高島7区	大和地区 白山地区 厳島地区 宮村地区 瑞穂地区	高島 1区～6区 茶志内 1区～9区
生ごみ	月曜日・木曜日	月曜日・木曜日	火曜日・金曜日	水曜日・土曜日	金曜日	土曜日
燃やせるごみ	火曜日	月曜日	火曜日	水曜日	火曜日	水曜日
燃やせないごみ	木曜日	木曜日	金曜日	土曜日	金曜日	土曜日
リサイクル資源ごみ	木曜日	木曜日	金曜日	土曜日	金曜日	土曜日
危険ごみ	月の第4木曜日	月の第4木曜日	月の第4金曜日	月の第4土曜日	月の第4金曜日	月の第4土曜日
粗大ごみ	5月～10月まで(下記)					
ごみの排出時間	午前8時30分まで					

◆ 粗大ごみの収集日

北町・本町地区と東町・南町・農村地区に区分して収集しており、東町・南町・農村地区は、向ヶ丘地区・住友新町・宮村1区と3区の非農家・茶志内2区(甲・乙)、高島7区を含む地区としております。

収集日は、5月～10月まで各地区毎月1回としており、収集日は、広報やホームページで毎年4月にお知らせいたします。

◆ 乾電池・充電電池の回収

家庭で使用した使用済み乾電池等については、「危険ごみ」として毎月1回の決められた日に出すことができますが、下記施設には「回収箱」を設置しておりますので、開館時間中はいつでも入れることができます。

回収方法	下記施設内にある緑色の専用回収箱に入れてください。 ・役場1階建設環境課（窓口⑩） ・公民館喫茶コーナー横	
費用・回収時間	【回収料】 【回収時間】	無料 各施設の開館時間内

◆ 指定ごみ袋・粗大ごみのごみ処理券 取扱店

取り扱い店舗等	Aコープ奈井江店 セイコーマート奈井江本町店 DCM砂川店 藤江金物店 いちや商店	Aコープ新すながわ店 アシルマート奈井江店 コメリパワー砂川店 山田商店 コープさっぽろ砂川店	セイコーマート奈井江店 セブンイレブン奈井江町店 向ヶ丘簡易郵便局 佐々木酒店
---------	---	---	--

◆ 古布の回収

町では、着なくなった衣料や使わなくなったタオル・シーツ等の古布の回収を行っています。回収された古布は、工業用ぞうきん（ウエス）として再利用されたり、古着として使えるものは海外へ輸出されたりしています。ごみの減量と限りある資源の有効活用のため、皆さまのご協力をお願いします。

回収方法	下記公共施設にあるオレンジ色の回収袋に入れてください。 ・公民館喫茶コーナー横 ・文化ホール自販機前 ・認定こども園玄関前				
回収対象品	・Tシャツ ・ジーンズ ・バスタオル ・枕カバー ・チュニック ・スポーツウェア ・パジャマ ・毛皮 ・布団カバー ・ぬいぐるみ	・Yシャツ ・ジージャン ・ハンドタオル ・アンダーシャツ ・スキニーパンツ ・ダウンジャケット ・レザージャケット ・サマーセーター ・肌かけ布団（薄手） ・リュックサック	・ポロシャツ ・綿タオル ・フェイスタオル ・バスローブ ・カプリパンツ ・スカート ・毛布 ・女性コート ・帽子 ・水着	・肌着 ・トレーナー ・ハンカチ ・パーカー ・ワンピース ・キャミソール ・ジャージ類 ・カットソー ・敷きパッド	・ネルシャツ ・スウェット ・タオルケット ・ショートパンツ ・タンクトップ ・ダッフルコート ・ベルト ・ネクタイ ・バッグ
回収できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・下着類（パンツ、ブリーフ、靴下、ストッキングなど） ・和服類（着物一式、帯、帯締め、袴、羽織、足袋、浴衣、下駄、草履など） ・布団類（綿入り毛布・電気毛布、丹前毛布（着るタイプの毛布）、羽布団、はんでん、こたつ布団・こたつ毛布（綿入り）） ・マット類（おねしょパッド、ポアパッド、マットレス） ・カーペット類（キルトマット、クッション、玄関マット、座布団、じゅうたん、ラグマット、台所マット） ・タオル・カーテン類（台拭き（使用済）・鍋つかみ・体洗い用タオル・シャワーカーテン・トイレ用品・カーテン、レースカーテン） ・手袋・反物（布切れ） 				
費用・回収時間	【回収料】 【回収時間】	無料 各施設開館時間内			

- ※ 濡れているもの、においのひどいもの、汚れがひどく再利用できないものは回収できません。
- ※ 回収対象品は、燃やせるごみで出すことも出来ます。

◆ 家電リサイクル法の対象家電の処理方法

対象家電	下記の家電は粗大ごみとして出すことができません。 ・テレビ（ブラウン管式、液晶プラズマ） ・冷蔵庫、冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機
処理方法	<p>【家電を買い替える場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い替える場合は、新しく家電を購入する家電小売店に引き取ってもらう。 <p>【購入した家電小売店が近くにある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い替えをせず、処理のみの場合で家電を購入した小売店が近くにある場合は、過去に購入した小売店に引き取ってもらう。 <p>【上記以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い替えをせず、購入した小売店が廃業または遠方に存在する場合や、譲り受けたものや贈答品で購入した小売店がわからない場合は、株式会社 井戸電気に引き取りを依頼する。（TEL 65-2479） <p>※すべての処理方法においてリサイクル料金、収集運搬料金等がかかります。</p>

◆ パソコン類の出し方

回収手順	インターネットまたはファックスによる申し込み ・申し込み先 リネットジャパンリサイクル株式会社 電話番号0570-085-800（10時～17時 年末年始除く）
回収対象品目	パソコン、携帯電話、パソコンの周辺機器 など ※CRT（ブラウン管）モニターは別料金（1台／4,268円（税込）） ※テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの家電リサイクル法に基づく4品目は回収できません。
回収料金	パソコンを含む回収 ⇒ 無料 ※1箱のみ（箱のサイズは縦・横・高さの合計140cm、20kg以内） パソコンを含まない回収 ⇒ 1箱 1,848円（税込）
PCデータ消去お任せサービス	パソコンのデータ消去の方法が分からない方へ、消去作業、パソコンの消去証明書を発行・郵送するサービスです。 1台 4,079円
お支払方法	回収時に佐川急便のドライバーにお支払いください。

お悔やみに関すること

◆ 葬祭費

町民生活課 医療保険係 65-2113

支給	支給額	申請に必要なもの
国民健康保険または後期高齢者医療の加入者が死亡したとき、葬祭を行った方（喪主又は施主）に葬祭費が支給されます。	国保加入者 30,000円 後期高齢者医療加入者 30,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書又は資格情報のお知らせ ・葬祭を行った方の振込先の口座番号がわかるもの ・会葬礼状や葬祭費用の領収書など、葬祭執行者を確認できるもの

◆ 葬斎場（砂川吉野斎苑）

建設環境課 都市環境係 65-2116

火葬の受付は奈井江町役場 窓口で行ってください。
火斎場は砂川吉野斎苑です。（砂川市北吉野315-1 電話番号 52-2321）
使用料金は区分により別途料金がかかります。町ホームページもしくは役場建設環境課都市環境係で確認ください。

区分	内容
貸付できる方	奈井江町に1年以上住民登録されている方
申請時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用許可申請書（墓地使用許可証を交付します） ・使用料／1平方メートル当たり4,000円（区画 6㎡、9㎡） ・印鑑
貸付後	<ul style="list-style-type: none"> ・お墓を建てる場合は、事前に竣工届、設計図面を提出ください。 ・使用許可を受けた日から、3年以内にお墓を建ててください。
返還する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・返還する場合は、更地にした上で墓地返還届を提出ください。 ・墓地使用許可証も返還してください。
改葬する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の墓地・納骨堂からお骨を他の墓地等へ移動する場合、改葬許可申請書を提出してください。 ・改葬許可証を交付しますので、移設先の管理者へ提出ください。

ペットに関する届出

建設環境課 都市環境係 65-2116

◆ 犬を飼う方

登録	狂犬病予防注射	飼い方の注意事項
<p>犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に登録申請してください。登録した犬には、「鑑札」を交付します。</p> <p>【登録料】 3,000円</p>	<p>狂犬病の予防注射は毎年1回必ず接種させてください。接種後は、役場都市環境係で注射済票の交付を受けてください。</p> <p>【注射済票交付手数料】 550円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「鑑札」や「注射済票」は、首輪に必ずつけてください。 ・登録申請や予防注射の未実施、鑑札・注射済み票の未着用の場合等、20万円以下罰金に処せられます。

◆ 猫を飼う方

登録	飼い方の注意事項
<p>登録制度はありません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内飼育をする。 ・去勢、不妊手術をする。 ・身元表示をする。（首輪や名札の表示） ・捨てない

上下水道

中空知広域水道企業団奈井江営業所、建設環境課 都市環境係 65-2116

◆ 上下水道の使用

区分	こんなとき	提出書類
新たに水道を使用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・引っ越しをしたとき ・家を新築したとき 	給水使用開始届
水道の使用をやめるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・引っ越しをしていくとき ・家を取り壊すとき ・家の改築や入院等で長期間、家を留守にするとき 	給水使用休止届
その他の変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の氏名、名義を変えたいとき ・請求書の送り先を変更したいとき 	異動処理票

◆ 上水道の料金(消費税及び地方消費税込み)

用途	基本料金 (月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)
	水量	金額	
家事用	7立方メートルまで	1,576円	255円
福祉用	7立方メートルまで	1,342円	255円
業務用	15立方メートルまで	3,964円	16～900立方メートルまで
			900立方メートル超
浴場用	100立方メートルまで	10,570円	122円
臨時用	10立方メートルまで	6,606円	599円

◆ 下水道の料金(消費税及び地方消費税込み)

用途	基本料金 (月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)
	水量	金額	
家庭用	7立方メートルまで	1,430円	198円
福祉用	7立方メートルまで	1,210円	198円
業務用	20立方メートルまで	4,686円	264円
浴場用	100立方メートルまで	14,443円	176円
臨時業務用	10立方メートルまで	7,403円	924円

◆ 料金の助成(福祉料金)

対象世帯	申請方法	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 前年分所得税の課税額が10万円以下の世帯で、かつ、以下の世帯に該当する者 生活保護世帯 ひとり親世帯 生計の主たる者が、70歳以上の老人世帯 生計の主たる者が身体障がい程度が1級世帯 	建設環境課 都市環境係 (窓口⑩)にて手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金助成金交付申請書 身体障がい者手帳 (身体障がい者1級の方のみ) 印鑑

◆ 料金の支払い方法

料金の支払方法	取扱金融機関及び納入場所
<ul style="list-style-type: none"> 口座振替 (毎月28日) 納入通知書 (毎月月末まで) ※コンビニ・スマホでの支払い可能 	<ul style="list-style-type: none"> 北門信用金庫 北空知信用金庫 たきかわ農業協同組合 役場町民生活課出納係 (窓口①) ※北海道銀行、北洋銀行の窓口をご利用される場合は手数料がかかります。 北海道銀行 北海道労働金庫 新砂川農業協同組合 北洋銀行 空知商工信用組合 ゆうちょ銀行

※ 口座振替の申し込みは、役場建設環境課都市環境係 (窓口⑩) または、上記金融機関窓口に通帳・印鑑・最近の領収証をご持参の上、お申込みください。

この共済制度は、中空知地区の住民で、交通事故による災害を受けた方へ一定の見舞金を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与する相互扶助を目的とした制度です。

加入できる方	加入手続き	会費	事故にあったときの連絡先
中空知管内の市町に住民登録をしている方 ※中空知管内に住民登録している方の扶養者であれば、就学で中空知管内以外に居住していても加入できます。	町民生活課 出納係窓口にある備え付けの申し込み用紙にて申し込みください。	1人につき 400円/年	総務課 防災交通係 ☎ 65-2111 ※ 加入手続きは、町民生活課 出納係で行います。

- ※ 受付は、前年2月から行いますが、年度途中からの加入もできます。
- ※ 共済期間は、原則4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

運転免許更新時講習

奈井江町で行う運転免許の更新時講習は、毎月1回、原則第3木曜日午後6時から優良運転者講習のみ行っています。
 【更新時講習会場】 奈井江町文化ホール

【令和8年度 更新時講習日程表】

◆ 奈井江町文化ホール

講習日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	16日	21日	18日	16日	20日	17日	15日	19日	17日	21日	18日	18日
開始時間	すべて優良講習 18時～											

◆ 砂川自動車学校

講習日程 I	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	2日	7日	4日	2日	6日	3日	1日	5日	3日	7日	4日	4日
講習区分 開始時間	①違反講習のみ 10時～ ②優良講習 13時～又は16時30分～ ③一般講習 14時30分～											

講習日程 II	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	16日	21日	18日	16日	20日	17日	15日	19日	17日	21日	18日	18日
講習区分 開始時間	①初回講習 10時～ ②優良講習 13時～又は16時30分～ ③一般講習 14時30分～											

奈井江町では、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用して、公共交通の確保維持に取り組み、高齢化社会への対応と併せて生活交通の確保し、住民の利便性向上に努めています。

奈井江町の公共交通は、乗りあいタクシー及び町営バス2路線を運行しています。

◆ 乗りあいタクシー

乗りあいタクシーを利用する場合、利用登録申込書により事前に登録が必要です。利用登録申込書は、町ホームページよりプリントアウトされるか、総務課防災交通係に備え付けの申込書をご利用ください。

【申込先】 総務課 防災交通係

乗車手順1 【電話の場合】 北星三星交通「35-9091」に「乗あいタクシーの予約」とお伝えください ご予約は、前日の16:00までに

① 登録番号	登録番号は、「利用者登録カード」に記載されています。
② 利用日	利用したい日にお伝えください。(平日のみ利用可能です。)
③ 利用便	下記の中から利用したい便名をお伝えください。 1便 自宅 > 連絡施設 > みなクル・奈井江駅 (午前9時着) 2便 みなクル・奈井江駅 (午前11時発) > 連絡施設 > 自宅 3便 自宅 > 連絡施設 > みなクル・奈井江駅 (午後2時着) 4便 みなクル・奈井江駅 (午後3時発) > 連絡施設 > 自宅
④ 「行き」「帰り」の区分	「行き」「帰り」「両方」のいずれかをお伝えください。
⑤ 連絡施設	経由する連絡施設は、下記のとおりです。 ①みなクル ②スーパーぶじ ③北門・方波見医院 ④岸本内科・消化器科クリニック ⑤町立国保病院 ⑥奈井江駅 ⑦奈井江郵便局 ⑧役場 ⑨文化ホール ⑩公民館・図書館

★ FAXでの予約

電話予約と同様に上記連絡区分①～⑤の内容を記載し北星三星交通「22-1175」へFAXしてください。

利用日の前日の午後4時から午後5時の間にお迎えの時間を電話でお知らせします。

この時間帯に電話を受けられない場合は、北星三星交通「35-9091」へ連絡してご確認ください。

乗車手順2 【乗車の方法】

① 外出される場合	乗りあいタクシーの乗車時刻が近づいたら、すぐに乗車できるように準備し、ご自宅前でお待ちください。
② 帰宅される場合	乗りあいタクシーの乗車時刻が近づいたら、予約した連絡施設の所定の場所でお待ちください。所定場所でお待ちいただけない場合、そのまま出発してしまうことがあります。

乗車手順3 【運賃の支払いの方法】

① 運賃	大人(中学生以上) 300円 小人(1歳～小学生) 150円 乗車運賃は、降車時に現金で支払ってください。				
② 運賃の減額	下記に該当する方は、運賃が半額になりますので、降車時に障がい者手帳等を提示してください。 【減額対象者】				
	<table border="1"> <tr> <td>●本人</td> <td>①身体障がい者手帳第1種及び第2種 ②療育手帳AまたはB ③精神障がい者保健福祉手帳1級～3級</td> </tr> <tr> <td>●介護をされる方</td> <td>①身体障がい者手帳第1種 ②療育手帳AまたはB ③精神障がい者保健福祉手帳1級～2級</td> </tr> </table>	●本人	①身体障がい者手帳第1種及び第2種 ②療育手帳AまたはB ③精神障がい者保健福祉手帳1級～3級	●介護をされる方	①身体障がい者手帳第1種 ②療育手帳AまたはB ③精神障がい者保健福祉手帳1級～2級
●本人	①身体障がい者手帳第1種及び第2種 ②療育手帳AまたはB ③精神障がい者保健福祉手帳1級～3級				
●介護をされる方	①身体障がい者手帳第1種 ②療育手帳AまたはB ③精神障がい者保健福祉手帳1級～2級				

★ 予約の取り消し・・・乗車できなくなった場合は、必ず予約取り消しを行ってください。

令和7年10月1日（水）から

町営バス：向ヶ丘線運行利用案内

◎大人

1回乗車200円
1日乗車300円

◎小人

1回乗車100円
1日乗車150円

◎減免対象者

大人・小人料金の半額
(支払時に手帳を提示)
ただし、小人の1日乗車70円

◎回数券（11枚綴り）

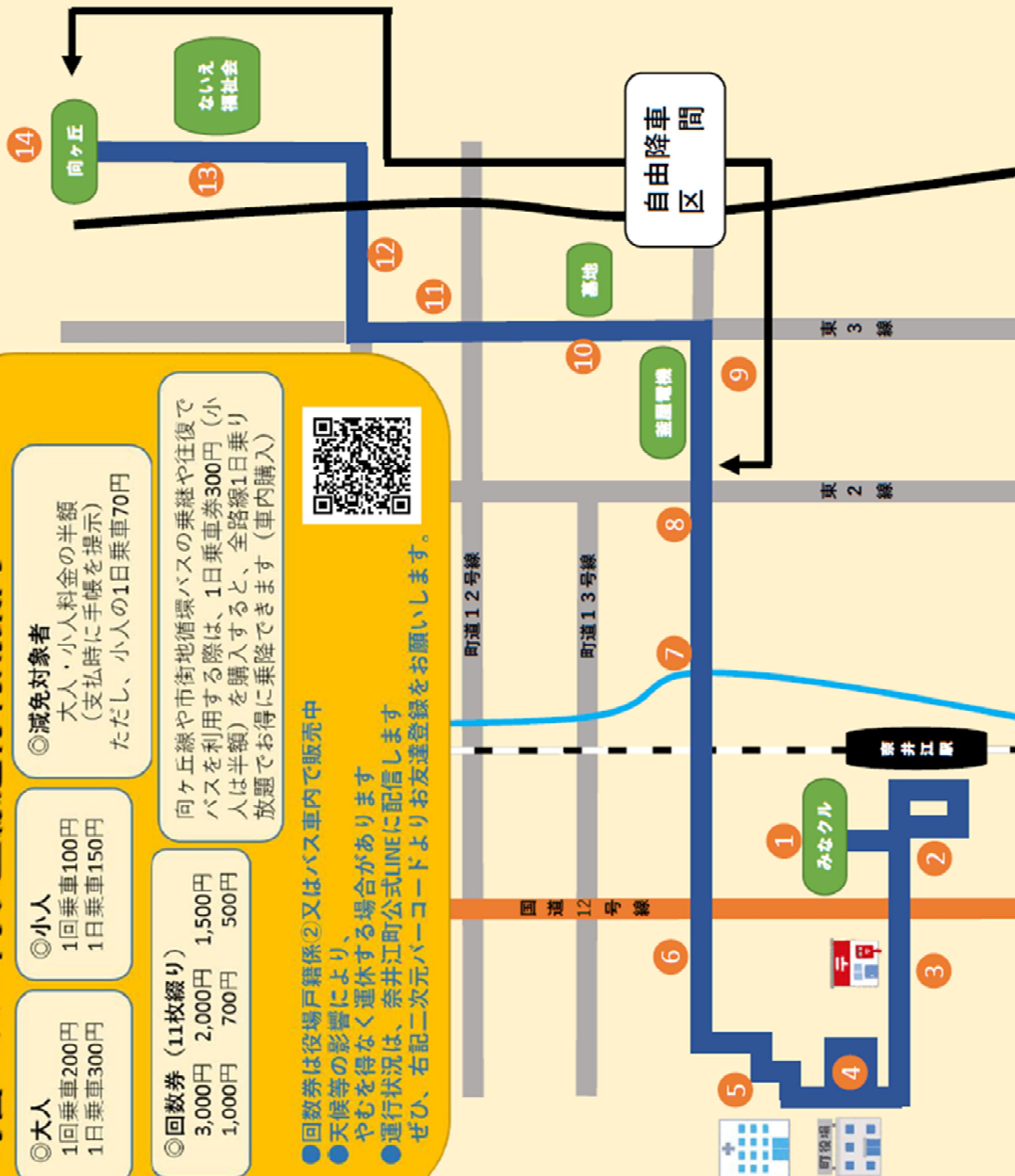
3,000円 2,000円 1,500円
1,000円 700円 500円

向ヶ丘線や市街地循環バスの乗継や往復でバスを利用する際は、1日乗車券300円（小人は半額）を購入すると、全路線1日乗り放題でお得に乗降できます（車内購入）



●回数券は役場戸籍係②又はバス車内で販売中

- 天候等の影響により、やむを得なく運休する場合があります
- 運行状況は、奈井江町公式LINEに配信します
ぜひ、右記二次元バーコードよりお友達登録をお願いします。



停留所名	みなクル ⇒ 向ヶ丘				
	1便	2便	3便	4便	5便
① みなクル	9:00	10:45	12:35	14:30	16:30
② 奈井江駅前	9:01	10:46	12:36	14:31	16:31
③ 奈井江郵便局	9:02	10:47	12:37	14:32	16:32
④ 役場	9:03	10:48	12:38	14:33	16:33
⑤ 病院	9:04	10:49	12:39	14:34	16:34
⑥ 14号西線	9:05	10:50	12:40	14:35	16:35
⑦ 14号東線	9:06	10:51	12:41	14:36	16:36
⑧ 東2線	9:07	10:52	12:42	14:37	16:37
⑨ 釜屋電機	9:08	10:53	12:43	14:38	16:38
⑩ 東13号線	9:09	10:54	12:44	14:39	16:39
⑪ 東12号線	9:10	10:55	12:45	14:40	16:40
⑫ 東11号線	9:11	10:56	12:46	14:41	16:41
⑬ ないえ福祉会	9:12	10:57	12:47	14:42	16:42
⑭ 向ヶ丘	9:13	10:58	12:48	14:43	16:43

停留所名	向ヶ丘 ⇒ みなクル				
	1便	2便	3便	4便	5便
⑭ 向ヶ丘	9:20	11:00	12:50	14:45	16:45
⑬ ないえ福祉会	9:21	11:01	12:51	14:46	16:46
⑫ 東11号線	9:22	11:02	12:52	14:47	16:47
⑪ 東12号線	9:23	11:03	12:53	14:48	16:48
⑩ 東13号線	9:24	11:04	12:54	14:49	16:49
⑨ 釜屋電機	9:25	11:05	12:55	14:50	16:50
⑧ 東2線	9:26	11:06	12:56	14:51	16:51
⑦ 14号東線	9:27	11:07	12:57	14:52	16:52
⑥ 14号西線	9:28	11:08	12:58	14:53	16:53
⑤ 病院	9:29	11:09	12:59	14:54	16:54
④ 役場	9:30	11:10	13:00	14:55	16:55
③ 奈井江郵便局	9:31	11:11	13:01	14:56	16:56
② 奈井江駅前	9:32	11:12	13:02	14:57	16:57
① みなクル	9:33	11:13	13:03	14:58	16:58

3便は土日祝日、12月31日～1月3日運休
※1月1日は全便運休

お問い合わせ先

奈井江町役場総務課防災交通係

☎0125-65-2111

日本一やさしいまち
奈井江町

交通安全・公共交通

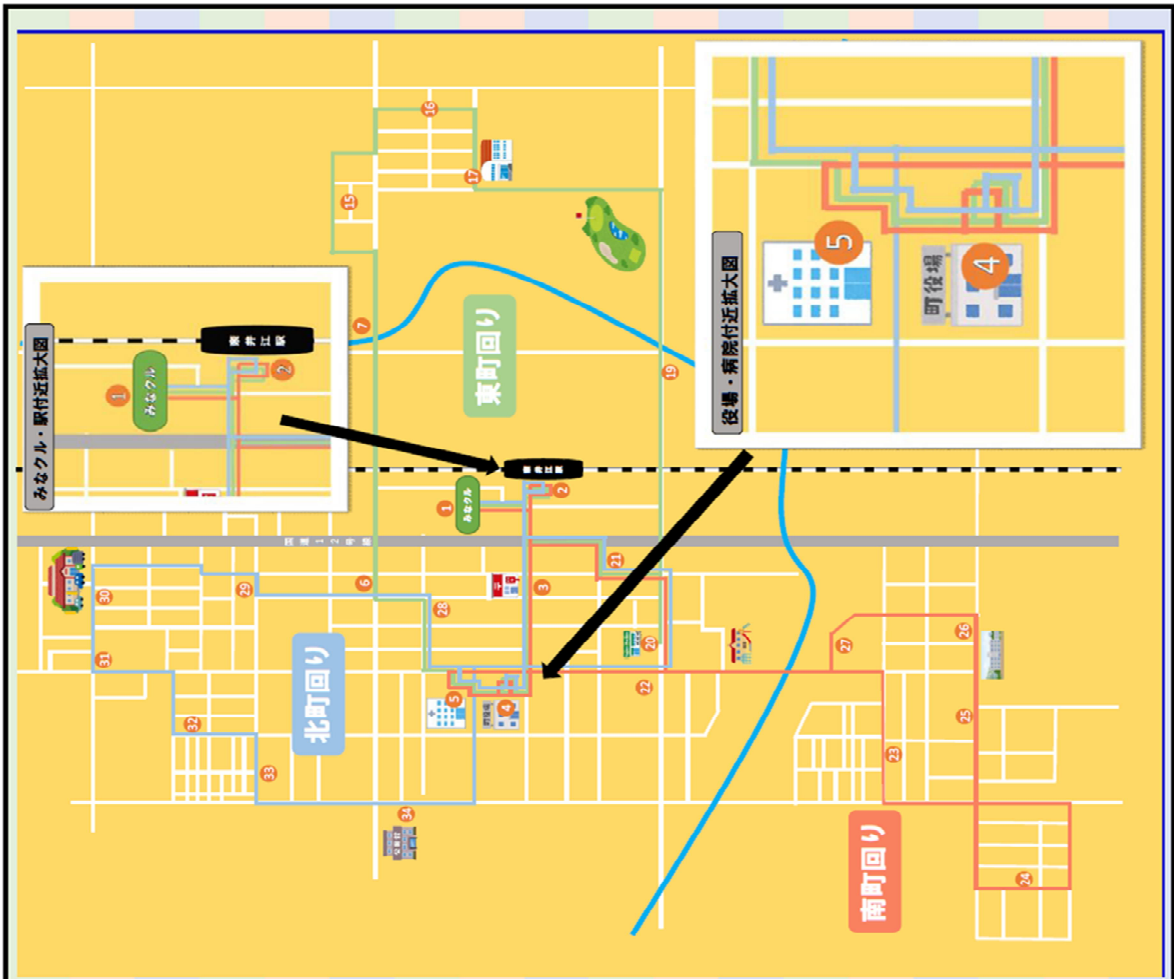
市街地循環線ご利用案内

大人 ・1回乗車券 200円 ・1日乗車券 300円	小人 ・1回乗車券 100円 ・1日乗車券 50円
減免対象者 大人、小人料金の半額 ただし小人の1日券70円	回数券(11枚綴り) 3000円, 2000円, 1500円 1000円, 700円, 500円

- ・回数券は、バス車内や、役場1階②戸籍係にて販売しています。
- ・みなクルまで到着した後、ご乗車したままでいただくと、次のルートに向かいます。
- ・天候等の影響により、やむを得ず運行を休止する場合があります。
- ・運行状況は、奈井江町公式LINEにて配信いたします。



お友達登録はコチラから！→



町営バス（市街地循環線）時刻表

（令和7年10月1日から）

※東町・南町・北町を一系統にまとめた路線になっています。【例…東町回りで乗降し、北町回りで降車可能（その逆もあり）】

停留所名		1便	2便	3便	4便	5便	
東町 回り	① みなクル	9:00	10:10	11:15	12:20	13:25	
	② 奈井江駅前	9:01	10:11	11:16	12:21	13:26	
	③ 奈井江郵便局	9:02	10:12	11:17	12:22	13:27	
	④ 役場	9:03	10:13	11:18	12:23	13:28	
	⑤ 病院	9:04	10:14	11:19	12:24	13:29	
	⑥ 14号西線	9:05	10:15	11:20	12:25	13:30	
	⑦ 14号東線	9:06	10:16	11:21	12:26	13:31	
	⑧ 宮村団地前	9:07	10:17	11:22	12:27	13:32	
	⑨ 寿団地	9:08	10:18	11:23	12:28	13:33	
	⑩ 体育館前	9:09	10:19	11:24	12:29	13:34	
	⑪ パークゴルフ場	9:10	10:20	11:25	12:30	13:35	
	⑫ 東15号	9:12	10:22	11:27	12:32	13:37	
	⑬ スーパーふじ	9:15	10:25	11:30	12:35	13:40	
	⑭ 北門・方波見医院	9:16	10:26	11:31	12:36	13:41	
	② 奈井江駅前	9:17	10:27	11:32	12:37	13:42	
	南町 回り	① みなクル	9:18	10:28	11:33	12:38	13:43
		① みなクル	9:21	10:31	11:36	12:41	13:46
② 奈井江駅前		9:22	10:32	11:37	12:42	13:47	
③ 奈井江郵便局		9:23	10:33	11:38	12:43	13:48	
④ 役場		9:24	10:34	11:39	12:44	13:49	
⑤ 病院		9:25	10:35	11:40	12:45	13:50	
⑮ 西5条通り		9:26	10:36	11:41	12:46	13:51	
⑯ 南団地		9:28	10:38	11:43	12:48	13:53	
⑰ 南町8区		9:30	10:40	11:45	12:50	13:55	
⑱ 16号西線		9:31	10:41	11:46	12:51	13:56	
⑲ 高校前		9:32	10:42	11:47	12:52	13:57	
⑳ 桜ヶ丘団地		9:33	10:43	11:48	12:53	13:58	
㉑ スーパーふじ		9:34	10:44	11:49	12:54	13:59	
㉒ 北門・方波見医院		9:35	10:45	11:50	12:55	14:00	
② 奈井江駅前		9:36	10:46	11:51	12:56	14:01	
北町 回り		① みなクル	9:37	10:47	11:52	12:57	14:02
		① みなクル	9:40	10:50	11:55	13:00	14:05
	② 奈井江駅前	9:41	10:51	11:56	13:01	14:06	
	③ 奈井江郵便局	9:42	10:52	11:57	13:02	14:07	
	④ 役場	9:43	10:53	11:58	13:03	14:08	
	⑤ 病院	9:44	10:54	11:59	13:04	14:09	
	㉓ 岸本クリニック	9:45	10:55	12:00	13:05	14:10	
	㉔ 北4丁目通り	9:46	10:56	12:01	13:06	14:11	
	㉕ 道の駅	9:47	10:57	12:02	13:07	14:12	
	㉖ 13号西線	9:48	10:58	12:03	13:08	14:13	
	㉗ 北町5区	9:49	10:59	12:04	13:09	14:14	
	㉘ 北町団地	9:50	11:00	12:05	13:10	14:15	
	㉙ 公民館	9:51	11:01	12:06	13:11	14:16	
	⑤ 病院	9:52	11:02	12:07	13:12	14:17	
	④ 役場	9:53	11:03	12:08	13:13	14:18	
	㉚ 西5条通り	9:54	11:04	12:09	13:14	14:19	
	㉛ スーパーふじ	9:55	11:05	12:10	13:15	14:20	
㉜ 北門・方波見医院	9:56	11:06	12:11	13:16	14:21		
② 奈井江駅前	9:57	11:07	12:12	13:17	14:22		
① みなクル	9:58	11:08	12:13	13:18	14:23		

土日祝日、12月31日～1月3日は全便運休

※天候等の影響により、やむを得なく運休する場合があります。※運行状況は、下記までお問い合わせください。

問合せ先 奈井江町役場 総務課 防災交通係 ☎0125-65-2111

奈井江町

指定緊急避難場所・指定避難所マップ

指定避難所（7施設）

番号	施設名
1	文化ホール
2	交流プラザみなクル
3	奈井江中学校（体育館）※
4	社会教育センター※
5	奈井江小学校（体育館）※
6	奈井江商業高校（体育館）
7	体育館

※印は浸水の可能性がある場合は避難所が変更となります。

指定緊急避難場所（19箇所）

番号	施設名	対象災害	
		洪水	地震
1	文化ホール（広場等）	○	○
2	交流プラザみなクル（広場等）	○	○
3	奈井江中学校（グラウンド）	※○	○
4	社会教育センター（広場等）	※○	○
5	奈井江小学校（グラウンド）	※○	○
6	奈井江商業高校（グラウンド）	○	○
7	体育館（広場等）	○	○
8	奈井江町役場（広場等）	※○	○
9	北町コミュニティ会館	※○	○
10	南町コミュニティ会館	○	○
11	東町生活館	○	○
12	向ヶ丘生活館	○	○
13	茶志内連合会館	○	○
14	京極会館	○	○
15	宮村農業集落センター	○	○
16	飯島農業集落センター	○	○
17	白山農業集落センター	○	○
18	大和連合会館	※○	○
19	道の駅「ハウスヤルピ奈井江」	○	○

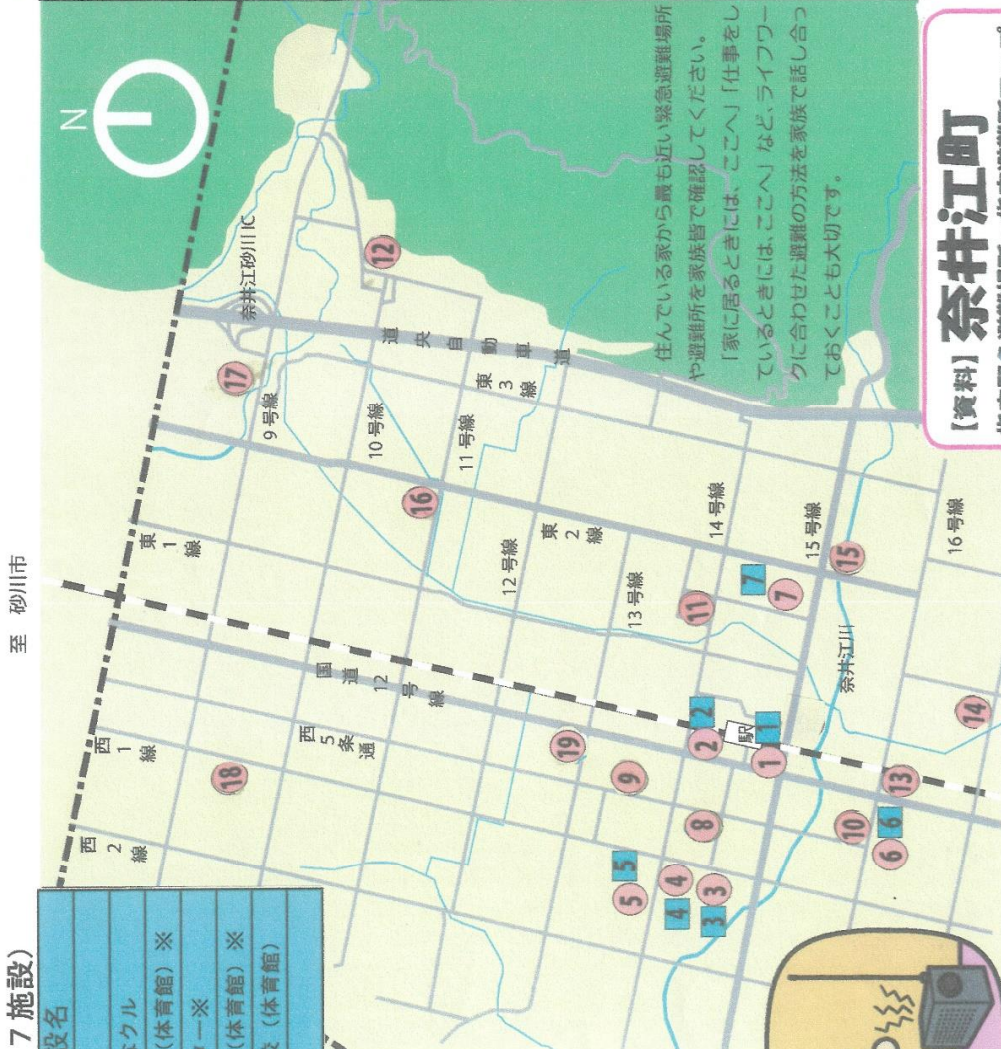
※印は浸水の可能性がある場合は避難場所が変更となります。

【指定避難所とは】

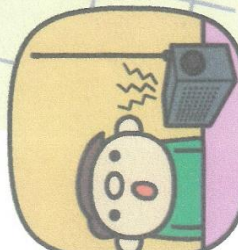
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設になります。

【指定緊急避難場所とは】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために洪水や地震などの災害の種類ごとに、緊急避難する広場や建物等の施設になります。



住んでいる家から最も近い緊急避難場所や避難所を家族で確認してください。「家に居るときには、ここへ」など、ライフワークに合わせた避難の方法を家族で話し合っておくことも大切です。



災害が発生したら、自ら情報収集に努めましょう。

【資料】奈井江町指定緊急避難場所・指定避難所マップ

※浸水可能性がある場合は、避難場所、避難所が変更となります。



生活情報ガイド



奈井江町のお医者さん

病院名	診療科目	外来受付時間	所在地	電話番号
奈井江町立 国民健康保険病院	内科	月～金曜日 午前8時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時15分	本町10区	65-2221
	整形外科	月・火・水・金曜日（木曜日は休診） 午前8時30分～午前11時30分 月・火曜日のみ 午後1時～午後4時 ※午後の診察は、午後2時から		
	眼科	月・水・金曜日（午後は休診） 午前8時30分～午前11時30分		
	小児科	木曜日のみ 午後1時～午後3時30分 ※午後の診察は、午後2時から		
方波見医院 ※令和8年4月末に閉院	内科 呼吸器科 循環器科 小児科	月～土曜日 （木・土曜日 午後休診） 午前8時30分～午前12時 午後1時～午後5時	本町6区	65-2016
岸本 内科消化器科クリニック	内科 消化器科	月～土曜日 （木・土曜日 午後休診） 午前8時30分～午前12時 午後1時～午後5時	本町5区	66-2001



奈井江町の歯医者さん・薬屋さん

病院名	診療時間		所在地	電話番号
アダ子歯科	月曜日 火曜日 水・金曜日 木曜日	午前10時～午後6時 午前7時30分～午後3時 午前7時30分～午前11時 午後1時～午後6時 午前7時30分～午後3時	本町1区	65-2659
山中歯科医院	月・水・木・金曜日 火曜日 土曜日	午前9時～午後6時30分 午前9時～午後1時 午前9時～午後5時30分	本町7区	65-5554
ないえ歯科	月・水・金曜日 火・木曜日 土曜日	午前9時30分～午後6時 午前9時30分～午後7時 午前9時30分～午後3時	北町1区	65-5355
薬局名	営業時間		所在地	電話番号
ポプリ薬局 奈井江店	月～金曜日 土曜日	午前8時30分～午後5時 午前8時30分～午前12時30分	本町5区	65-5633
リエゾン調剤薬局 奈井江店	月～金曜日 土曜日	午前8時30分～午後5時 午前8時30分～午前12時	北町3区	65-2911
ないえ調剤薬局	月・火・金曜日 木曜日 土曜日	午前8時30分～午後5時 午前8時30分～午前12時30分 午前8時30分～午前12時30分	本町6区	66-2188



民間賃貸住宅家賃助成

民間アパートや戸建ての借家に居住する若年世帯（単身や夫婦）、子育て世帯の方に下記のとおり助成します。

世帯区分	対象世帯	助成額	対象賃貸住宅	助成期間
若年単身世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●若年世帯 世帯で主に収入のある方の年齢が35歳以下の世帯 ●子育て世帯 18歳（高校生）以下の子どもを養育している世帯 	1月5,000円	賃貸契約により居住するアパートや戸建て住宅	上限60月
若年夫婦世帯 子育て世帯		1月10,000円		



新築・中古住宅購入助成

新築住宅もしくは中古住宅を購入し、居住した場合に下記のとおり助成します。

助成区分	区分	町内業者で新築した場合の助成額	町外業者で新築した場合の助成額
新築住宅	町内在住者	240万円	180万円
	町外からの転入者	300万円	240万円

助成区分	区分	助成額
中古住宅	町内在住者	100万円
	町外からの転入者	150万円

- ※ 転入後（住民基本台帳の転入確定日）5年以内の方も「町外からの転入者」の対象者とする。
- ※ 若年世帯及び子育て世帯は、新築住宅・中古住宅ともに、上記にプラス50万円を助成します。
- ※ 新築住宅・中古住宅ともに、養育している18歳以下の子ども（胎児含む）1人につきプラス30万円を助成します。
- ※ 中古住宅の購入助成は、3親等以内の親族が所有する物件は、助成の対象となりません。
- ※ 中古住宅の購入助成は、購入価格が助成額を下回る場合は、購入価格が上限額となります

家賃助成・住宅購入助成に関するお問い合わせ
企画財政課 政策推進係まで 電話 65-2112

ふれあいネットワーク

どんなことでもご相談ください！
お困りの事がありましたら
商工会へ
ご予約も受け付けます、加盟店が対応します。

ふれあいネットワーク 奈井江町商工会
電話 65-2151 FAX 65-2411

商品の注文配達・どんな事でもご相談ください！！

**困ったこと
ありませんか！**



◇生活にやさしいサポート◇

あなたのお家まで、
便利と安心をお届けします！！

奈井江町商工会では、福祉にやさしいまちづくりを目指し、高齢化社会のサービス需要の対応と多様化する地域住民全体の生活環境、福祉の向上を図るため、「ふれあいネットワーク」を立ち上げ、地域住民からの商品配達・住宅の修理や除雪などの依頼に対して、会員企業と連携して地域住民の生活をサポートしています。

お困りのことがありましたら、奈井江町商工会へご連絡を。

奈井江町の特産品の一部をご紹介します！



特別栽培米ゆめぴりか

日経トレンド「米のヒット甲子園」は、新米の味覚の個性を消費者目線で分類し、その個性に合った食べ方を提案しようと2014年に始まりました。2019年11月29日に行われた第6回新米味覚審査会では、7名の審査委員によりJA新砂川(奈井江産)「ゆめぴりか」が大賞に選ばれました。



特別栽培米ななつぼし

低農薬、低化学肥料による特別栽培で作られた『特別栽培米ななつぼし』は、食味のバランスに優れているのが特徴です。甘さ・硬さ・粘りも適度でさっぱりめの食べ心地なので、食卓でも特に手巻き寿司やちらし寿司などの酢飯としてもおいしいです。冷めてもさっぱりと歯切れが良く、濃いめのおかずにも負けません。



奈井江産ふっくらんこ

適度な粘りの中に強い甘みと柔らかな触感。見た目も艶やかで名前のとおりふっくらとしたとてもおいしいお米です。品質維持と安定供給のため、産地を北海道南と空知の一部に限定しているレアなお米です。

提供事業者: 有限会社江口農園



果実ぎっしりジャムセット

全て農園栽培のフルーツジャムは果実ぎっしり！まるで果実をそのまま食べているようなジャムです。丁寧に作られたジャムは、パンはもちろんの事、ヨーグルトやクッキーなどと合わせても濃厚でフレッシュな味わいをお楽しみいただけます。

提供事業者: 有限会社江口農園



甘さうっとりフルーツマト

フルーツマト「桃太郎ファイト」は、その甘さに思わずうっとりしちゃう。糖度と酸味のバランスが取れた、コクのある肉厚な高糖度トマトです。生産者の上杉農園さんは有機肥料を使用した土作りをし、ミネラル水散布など良食味栽培を研究しています。

提供事業者: 上杉ファーム



冷やしそばのつゆ

手ごね手切りの完全手打ちそばに合わせるつゆは、かつおの風味と、だしのきいた上品でまろやかな香りが特徴です。ガイドブック「ミシュラン北海道2017」においても、「ピブグルマン」(調査員おすすめの店)を獲得した、こだわりぬいた「からまつ園」の自慢の味をご家庭で楽しめます。

提供事業者: 有限会社からまつ園



肉厚生しいたけ

「全国サンマッシュ生産協議会主催第23回品評会 金賞受賞」「第8回北海道椎茸品評会 日本特用林産振興会会長賞受賞」など、数々の実績も残しています。これは食べなきゃもったいない！肉厚でジューシーな椎茸を食卓にお届けします。

提供事業者: ないえ福祉会すまっしゅ



しいたけカレー

簡単！時短！楽ちん！やみつき間違いなしの、しいたけカレー。北海道の小さな町『奈井江町』の就労支援センターすまっしゅで栽培したプリプリの椎茸が入った、奈井江町道の駅「喫茶みずく」のオリジナルカレーがおうちで楽しめる、レトルトパウチで登場！

提供事業者: ないえ福祉会すまっしゅ



元気いっぱい太陽のトマトジュース

ハウスの中で、しっかりと太陽を浴びて完熟したトマトだけを使い、時間をかけて濃厚でありながら飲み口さっぱりとしたトマトジュースです。とまとは桃太郎という品種を中心にもう一つ内緒の品種をブレンドしています。

提供事業者: 味わい手作り工房 土梨夢



ポップコーンセット

ポンポンはじける音が楽しく、お子様とおやつ作りに、いえいえ、大人になっても楽しめる手作りおやつです。あきよしファームのポップコーンは、北海道の肥沃な大地でゲンゲン育ち寒暖差の激しい気候状況の中、旨味と栄養分をたっぷり貯めこんだ美味しさが自慢です。

提供事業者：有限会社あきよしファーム



トマトジュース飲み比べ

3軒のトマト農家が丹精込めてつくりました。無塩・無添加で特徴的な3種のトマトジュースの飲み比べセットです。長年工夫を重ね、おいしいトマトを作り続ける奈井江町の3軒の農家が、自分の栽培するトマトの特徴を活かし、それぞれの製法などにもこだわって作りしました。

提供事業者：奈井江町商工会



手作りクッキー詰合せ

1パック60～70g
奈井江町産の米粉を使ったサブレに、ココロクッキー、バニラ、しそ、ごま、アーモンド味、たかきび、あわ、黒米、アマランサス、きびを使った雑穀クッキーなど、たくさんの味を楽しむことができます。

提供事業者：味わい手作り工房 土梨夢



純米吟醸酒 ゆめぴりかの里

「食べて美味しいお米は飲んでも美味しい」をコンセプトに、特別栽培米ゆめぴりかを使った日本酒が完成しました。スッキリとした「やや辛口タイプ」で、「ゆめぴりか」らしいお米の甘みと旨味が楽しめて、日本酒が苦手な人でも飲みやすい仕上がりとなっています。



北海キングメロン

北海キングメロンは、熟しても食感が良い赤肉メロンで、共同選果場での厳しいチェックを経たものだけが出荷されます。奈井江町は昼夜の寒暖差が大きく、美味しいメロンの生育に適しており、畑で十分に熟してから収穫していることから、みずみずしく贅沢な甘さでギフトとしても人気があります。



モンスターウルフ

野生動物(鹿・熊・イノシシ等)の天敵であると言われる「オオカミ」に模したため、対象動物]危険を察知し、近寄らない習性を利用してしています。赤外線センサーで野生動物が近づくと感知し起動します。オオカミに模した声を基本に大音量で響き渡り広範囲に伝わりま

提供事業者：株式会社太田精器

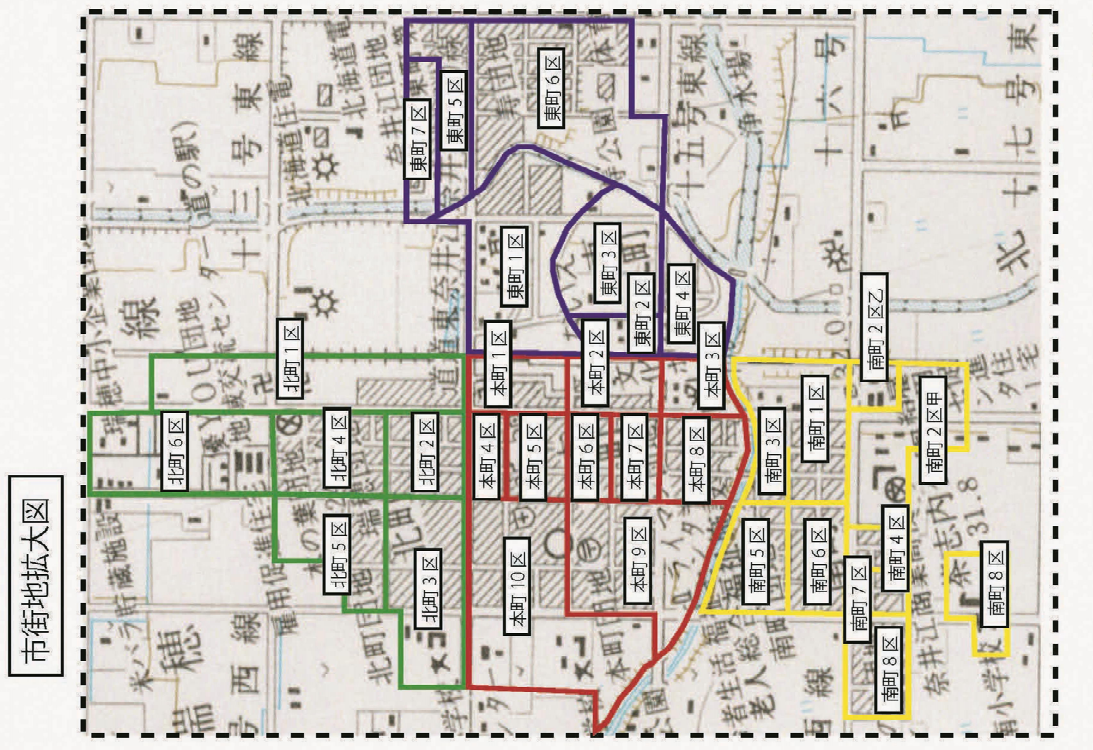
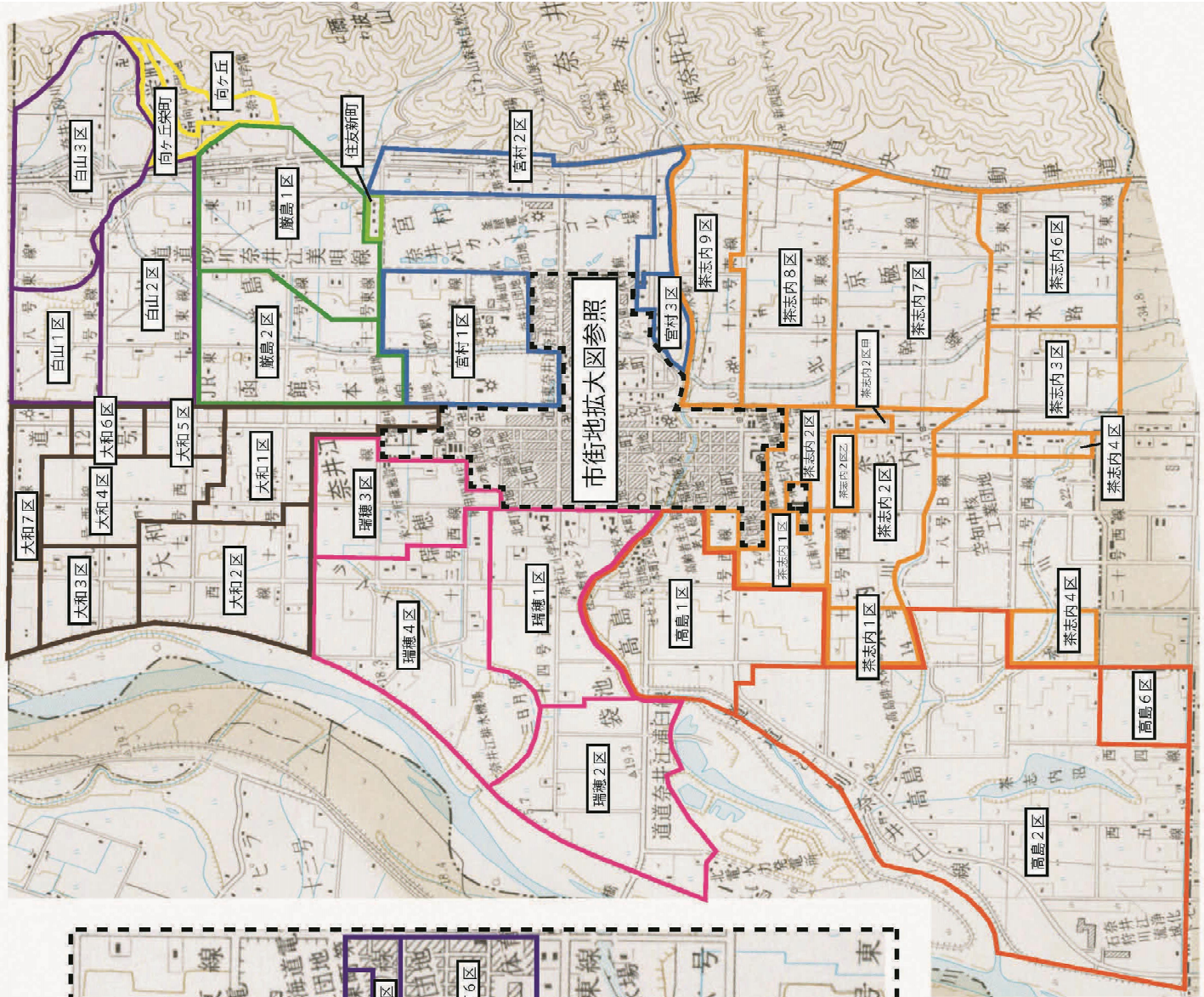


ずどーんジョッキ



ずどーんタオル

奈井江町の行政区



奈井江町は、住民登録されている正式な住所のほか、行政区が設定されており住民のほとんどの方がこの行政区名を使っています。
郵便物もこの行政区で届けられることができ、自治会なども行政区ごとを設置されています。

ずどーん

奈井江町のキャッチフレーズ

日本一の直線道路のまち奈井江町に由来しながら、広がる田園風景、雄大な山並み、大らかな奈井江町気質、この町が有する有形・無形のさまざまな資源が共鳴するパワーを表現しています。

日本一の直線道路のまち
奈井江町

